

広域大規模災害を想定した放送サービスの 維持・確保方策の充実・強化検討チーム

令和7年2月5日
事務局

1. 背景・目的

- 我が国における災害は激甚化、頻発化しており、近年でも平成28年熊本地震、平成30年北海道胆振東部地震、令和2年7月熊本豪雨、令和6年能登半島地震・豪雨等の自然災害が多く発生し、これらの災害を教訓に対策がなされており、現在も昨年の能登半島地震等を踏まえた対策が順次進められている。
- 他方、令和6年8月に「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」が初めて発表されるなど、近い将来、南海トラフ地震をはじめ、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震といった広域大規模災害の発生も懸念されているところ、これまでの取り組みに加え、このような被災地域が広範囲に渡る場合を想定し、ローカル局の放送等の必要な地域情報を被災者に届けられるよう、①放送を維持するための方策や②停波した場合の代替手段の確保、③被災者の視聴環境の確保措置等について予め追加的な措置を検討しておくことが必要である。

- 放送法は自主自律を基本とする枠組みであることから、災害時の放送や放送番組の編成等は放送事業者が自主的に行うものであり、本検討チームにおける議論によって放送番組が何ら拘束されるものではなく、放送事業者の判断が尊重されることはいうまでもない。

1 背景

- (1) 昨今の災害の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (2) 能登半島地震等被災状況・対応状況・・・・・・・・・・ 7
- (3) 南海トラフ地震臨時情報・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- (4) 南海トラフ地震被害想定・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- (5) 南海トラフ地震被害想定地域の放送施設・・・・・・・・ 29

2 現状（これまでの議論を含む。）

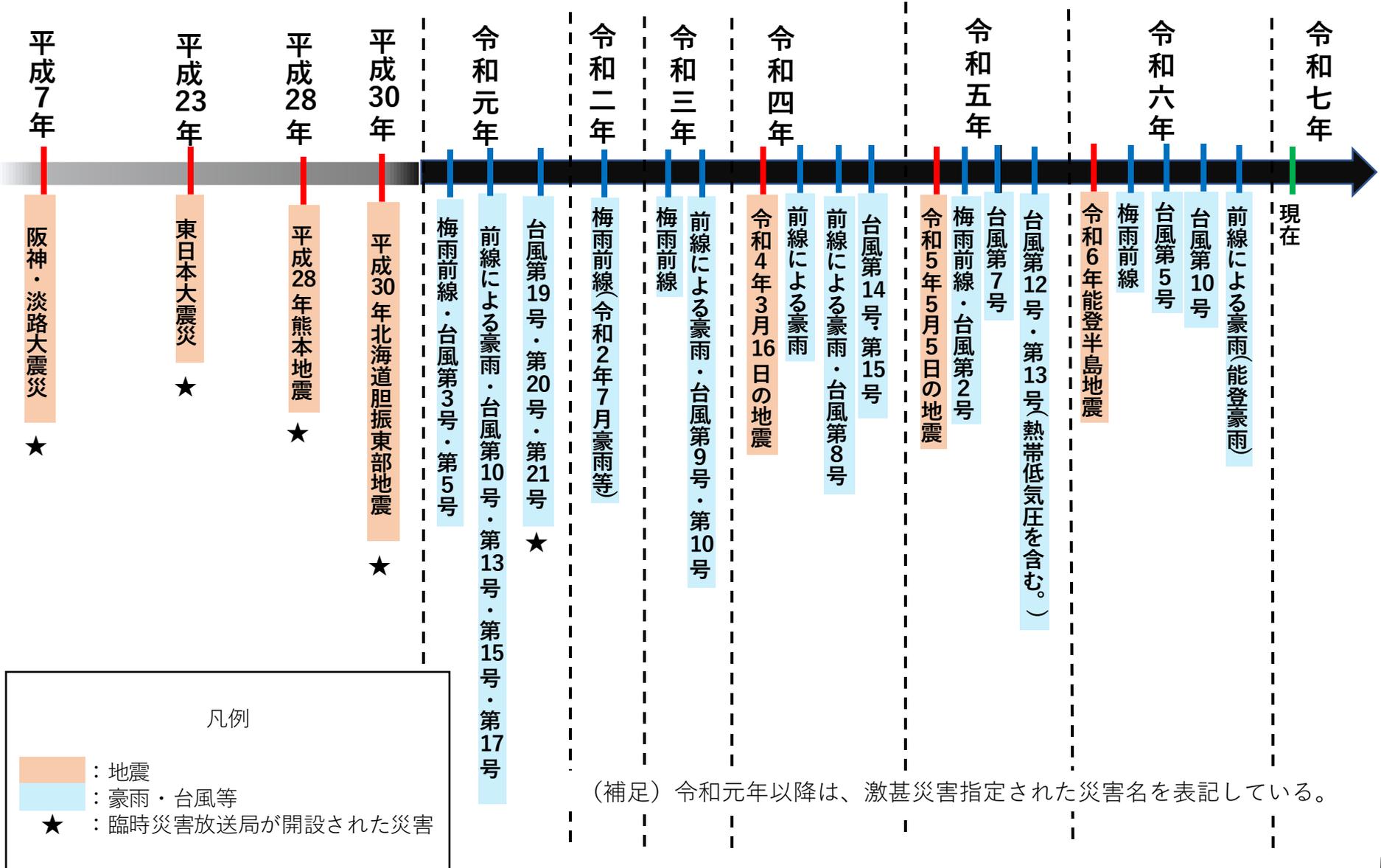
- (1) デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会等・ 32
- (2) 臨時災害放送局・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- (3) 災害による放送停止事故の発生状況・・・・・・・・・・ 44
- (4) 放送設備の安全・信頼性基準及び業務管理体制に係る基準・ 49

1 背景

(1) 昨今の災害の状況

(1) 昨今の災害の状況

近年の激甚災害



凡例

- 地震
- 豪雨・台風等
- ★ : 臨時災害放送局が開設された災害

(補足) 令和元年以降は、激甚災害指定された災害名を表記している。

(1) 昨今の災害の状況

大規模地震の規模及び被害の想定

- 今後、大規模地震として発生する可能性がある、南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震において、いずれも多くの被害が発生することが想定されている。

大規模地震の規模及び被害の想定

	Mw	最大震度	死者数(最大)			全壊焼失棟数(最大)	資産等の被害
			津波	揺れ	火災		経済活動への影響
南海トラフ地震	9.1	7	約 23.0 万人	約 8.2万人	約 1.0 万人	約 238.6 万棟	約 169.5 兆円
							約 44.7 兆円
首都直下地震	7.3	7	—	約 0.6 万人	約 1.6 万人	約 61 万棟	約 47.4 兆円
							約 47.9 兆円
日本海溝・千島海溝 周辺海溝型地震	9.1	7	約 19.9万人	約 60 人	—	約 22 万棟	約 25.3 兆円
							約 6.0 兆円

(出典)国土強靱化推進本部第19回(令和5年10月19日)資料1より
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokudo_kyoujinka/kaisai/dai19/siryou1.pdf

1 背景

(2) 能登半島地震等 被災状況・対応状況

(2) 能登半島地震等被災状況・対応状況

令和6年能登半島地震により停波した地上基幹放送局

- 令和6年能登半島地震による商用電源の停止を主な要因として、複数の地上基幹放送局が停波
- また、停波に至らないまでも予備電源の燃料が枯渇しないよう定期的(短いものと毎日)に給油が必要な放送局が存在

地震



注: 放送局の位置はイメージであり、正確ではない

【テレビ】

番号	局所名	事業者	影響世帯数	備考
①	東門前 (ひがしもんぜん)	民放4社	約1,400	1/2 停波 1/5 停波解消(燃料補給による) 1/29 商用電源回復、1/30に発電機から商用電源に手で切替
②	舳倉 (へぐら)	民放4社	約30	1/4 停波 1/21 停波解消(商用電源回復)
③	輪島町野 (わじままちの)	NHK 民放4社	約700	1/2 停波 1/24 停波解消(商用電源回復)

※ 輪島局(影響世帯数5,500)は、停波しなかったものの、自衛隊ヘリによる燃料輸送(計6回)による給油によって放送継続。1/21に民放商用電源回復、1/22にNHK商用電源回復

(停波のおそれがあった際の事前告知の例)



【ラジオ】

番号	局所名	事業者	影響世帯数	備考
③	輪島町野	NHK (FM)	約700	1/2 停波 1/24 停波解消(商用電源回復)
④	輪島	北陸放送	約14,000	1/4 停波 1/6 停波解消(受信ルート変更)
⑤	輪島FM補完	北陸放送	約6,000	1/3 停波 1/14 停波解消(仮設送信所設置)
⑥	羽咋 (はくい)	NHK (FM)	約20,000	1/1 停波
		FMいしかわ	約20,000	1/2 停波解消(仮設空中線設置)

<凡例>

▲ テレビ局(NHK、民放4社(共建))

▼ ラジオ局(AM(FM補完局を含む。)、FM)

※ 民放4社: 北陸放送、石川テレビ、テレビ金沢、北陸朝日放送

(2) 能登半島地震等被災状況・対応状況 令和6年能登半島地震により停波したケーブルテレビ

- 能登半島地震による土砂崩れで主要幹線、加入者線の断線により広域で停波が発生し、複数個所での土砂崩れにより 道路啓開、建柱に時間を要した

地震

【ケーブルテレビ】



<凡例>

- 主センター
- 副センター
- 主要幹線 ■ 連絡幹線
- ✕ 主要幹線の断線箇所

注: ケーブルテレビの位置はイメージであり、正確ではない

ケーブル網の応急復旧の見込み

輪島市	令和6年3月末までに概ね応急復旧済
珠洲市	
能登町	令和6年3月末までに復旧済み
穴水町	
七尾市	
志賀町	

ケーブルテレビの普及率

(令和6年8月末時点)

輪島市	51.9%
珠洲市	36.4%
能登町	84.9%
穴水町	45.3%



(2) 能登半島地震等被災状況・対応状況

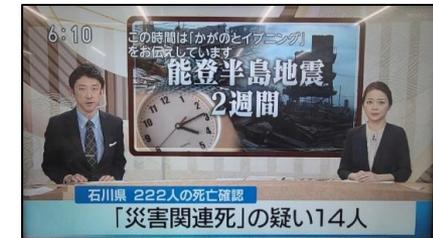
令和6年能登半島地震に対する放送分野における対応

対応の概要

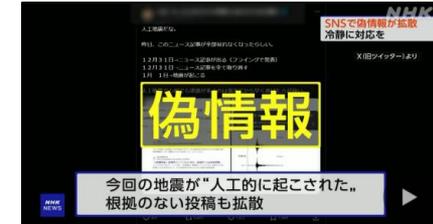
- 自衛隊等の関係機関の協力のもと、商用電源が回復するまでの間、**輪島中継局への燃料補給を継続的に実施**（1/4, 8, 11, 14, 19, 22の計6回補給を実施）
 - ※ 発災後、非常用電源の燃料枯渇により輪島中継局が停波する可能性があったため、1月3日夜に番組を通じた周知を実施。（→結果として燃料補給により停波回避）
- 中継局の停波の影響で地上波テレビが映らない状況を受け、NHKが**BS放送（BS103）で金沢局の番組を放送**（1/9～6/30）
- NHKが避難所を訪問し、テレビ受信可否の確認、**テレビ・アンテナの設置を実施**
 - ※ 123箇所テレビ・アンテナ設置等を実施（撤去済みの箇所を含む）
- 石川県の支援物資輸送との連携等により、**支援物資にラジオを提供**（1,214台提供）
- 放送事業者、SNS上で拡散している偽・誤情報への対応等を要請（1/9）
 - ※ 今回の地震が「人工地震」だとするインターネット上の投稿等に対して番組上で注意喚起を実施
- ケーブルテレビの本格復旧に向けて、**復旧事業に対する補助率のかさ上げと補助メニューの拡大を実施**
 - ※ 現在、石川県輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市、富山県氷見市において、補助を活用した復旧事業を実施
- 放送事業者・事業者団体（NHK、県域民放、日本ケーブルテレビ連盟）から現地対策本部にリエゾンを派遣し、県や防災関係機関と連携し放送サービス復旧のため情報収集等を実施



輪島中継局への燃料補給の様子



BS103を活用した放送



放送による偽・誤情報に対する注意喚起

(2) 能登半島地震等被災状況・対応状況 令和6年奥能登豪雨により停波した地上基幹放送局

- 令和6年9月20日からの大雨による商用電源の停止を主な要因として、複数の地上基幹放送局が停波
- 能登地震と同様に予備電源に定期的な給油が必要だったが、土砂災害により陸路での輸送に支障が生じる事態となった

豪雨



注：放送局の位置はイメージであり、正確ではない

【テレビ】

番号	局所名	事業者	影響世帯数	備考
①	輪島町野 (わじままちの)	NHK	約700	9/22 停波
		民放4社		9/26 停波解消 (商用電源回復)
②	舳倉 (へぐら)	民放4社	約30	9/22 停波 10/20 停波解消 (商用電源回復)

※ 輪島局(影響世帯数5,500)、NHKの舳倉局(影響世帯数約30)は、自衛隊ヘリ、徒歩等での燃料輸送による給油によって放送継続。10/20に商用電源回復。(NHKの輪島局及び舳倉局は、発電機の故障により10/12に一時的に停波した。)

【ラジオ】

番号	局所名	事業者	影響世帯数	備考
①	輪島町野	NHK (FM)	約600	9/22 停波 9/26 停波解消 (商用電源回復)
③	輪島FM補完	北陸放送	約6,000	9/22 停波 9/23 停波解消 (仮設送信所設置)

※ 輪島FM局(影響世帯数5,500)は、停波しなかったものの、自衛隊ヘリ、徒歩等での燃料輸送による給油によって放送継続。10/20に商用電源回復。



燃料運搬の様子



燃料槽への給油の様子

<凡例>



テレビ局(NHK、民放4社(共建))



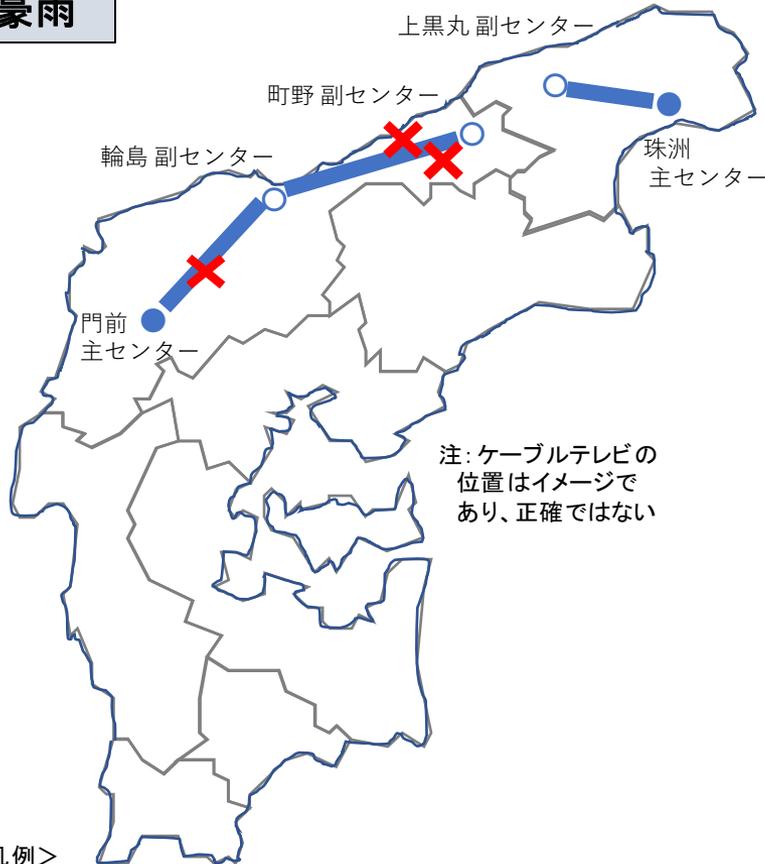
ラジオ局(AM(FM補完局を含む。)、FM)

※ 民放4社: 北陸放送、石川テレビ、テレビ金沢、北陸朝日放送

(2) 能登半島地震等被災状況・対応状況 令和6年奥能登豪雨により停波したケーブルテレビ

- 令和6年9月20日からの豪雨による土砂崩れで主要幹線、加入者線の断線により広域で停波が発生
- 能登半島地震と同様、複数個所での土砂崩れにより道路啓開、建柱に時間を要した

豪雨



<凡例>

- 主センター
- 副センター
- 主要幹線
- ✕ 主要幹線の断線箇所

【ケーブルテレビ】

番号	地域名	事業者	影響世帯数	備考
①	輪島市	市営	約1,200	9/22 停波 9/22 輪島副センターから再送信 9/26 町野副センターから再送信 10/19までに仮設住宅向け再送信 現在、避難世帯を除き復旧済
②	珠州市	能越ケーブル	約270	9/21 停波 11/30までに仮設住宅向け再送信 現在、避難世帯を除き復旧済
③	能登町	町営	約20	9/23 停波 10/2までに復旧済



○輪島市町野地区～南志見地区の幹線道路で大規模な土砂崩れが発生し、道路沿いの加入者幹線が断線



アンテナ設置状況 (10/15設置済み)



仮設SHE機器設置状況 (10/16設置済み)

- 道路啓開、建柱に大幅な工期が見込まれるため、仮設センターを設置
- 10/19から南志見地区の仮設住宅向けに再送信を開始

(2) 能登半島地震等被災状況・対応状況

「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」取りまとめについて①

- 中央防災会議対策実行会議の下に「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ(主査:福和 伸夫 名古屋大学名誉教授)」が設置され、令和6年6月から11月まで10回の会合を開催。
 - 令和6年11月に公表された「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」の報告書において、今後の災害対応の基本方針(実施すべき取組)として、「上下水道、通信、道路、港湾等のインフラ・ライフラインの強靱化・耐震化・早期復旧の推進」が挙げられている。
- ※なお、下線部の「ライフライン」に「放送」も含まれている。

<参考> 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について【概要】(令和6年11月)より

今回の特徴を踏まえた災害対応の方向性

【防災対策強化のための基本的な考え方】

- 大規模災害に総力戦で臨むための国民の防災意識の醸成
- 地域防災計画の見直し等による各種計画の実効性の向上
- 災害対応力の底上げに向けた各種制度やマニュアルの整備・習熟、研修、訓練の実施
- 災害対応の効率化・高度化に向けた防災DXの加速・新技術等の活用推進



【能登半島地震の特徴を踏まえた災害対応の方向性】

- 状況把握の困難性や孤立集落発生等の地理的特徴や社会的特性を踏まえた災害応急対応や応援体制の強化
- 高齢化地域における災害関連死防止のための避難生活環境の整備等の被災者支援の強化
- 甚大な被害やリソース不足を踏まえたNPOや民間企業等との連携の強化
- 将来の人口動態等の社会的特性を踏まえた事前防災や事前の復興準備、復旧・復興支援の推進

今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針 (主な「実施すべき取組」)

1. 人的・物的被害への対応

2. 国・地方公共団体等における災害応急対応
3. 被災者支援
4. 物資調達・輸送
5. 住まいの確保・まちづくり
6. 多様な主体の連携等による支援体制の強化
7. 特徴的な災害を踏まえた対応
8. 引き続き検討及び取り組むべき事項

○ 上下水道、通信、道路、港湾等のインフラ・ライフラインの強靱化・耐震化・早期復旧の推進

上下水道施設の被害状況の調査や復旧の支援活動を実施するに当たっては、プッシュ型での支援を実施すべく、国が全体調整を行うとともに、上下水道一体の支援体制を構築・充実すべき。

(2) 能登半島地震等被災状況・対応状況

「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」取りまとめについて②

- 地上波中継局については、局舎及び鉄塔の耐災害性強化を進めるとともに、予備電源や人的リソースの共通化など、迅速な復旧に資する中継局共同利用の推進について言及している。また、放送継続や復旧に当たっての関係者間の連携体制を強化するため、放送事業者においては、自治体の災害対策本部との情報共有の体制を構築するなど、官民連携による緊急対応力の強化を進めるべきであると述べている。
- ケーブルテレビ事業者においては、ケーブルテレビネットワーク等の耐災害性強化を進めるとともに、災害時の迅速な復旧のため、自治体の災害対策本部との連携体制の強化など緊急対応力の強化を進めるべきであると述べている。

<参考(一部抜粋): 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について【報告書】(令和6年11月)>

II. 今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針

1. 人的・物的被害への対応

1-(2). ライフライン被害への対応 ④通信・放送

<放送>

○ 放送インフラの耐災害性強化と迅速な復旧のための関係者間の連携体制強化の促進

【現状と課題】

- ・被災地の地上波中継局は、アナログ波時代に建設された局舎や鉄塔を使用していたため耐震性が低く、被災時に脆弱性が顕在化したほか、停電によって一部の地上波中継局が停波し、停波まで至らない中継局でも予備電源の燃料の補給が必要となった。
- ・地上波中継局での放送継続や復旧に当たって、自治体の災害対策本部で共有されていた道路啓開や電力復旧に関する情報が放送事業者に十分に伝わらない事態が生じるなど、関係者間の連携体制に課題があった。
- ・能登半島の北部は、地形的な特殊性により地上テレビ放送の放送波が届きにくくケーブルテレビへの依存度が高いところ、土砂崩れ等による伝送路の断線や商用電源の停止によって、複数のケーブルテレビが停波したほか、ケーブルテレビの復旧に当たって、復旧に必要となる道路・電柱の復旧に係る情報について関係者間での共有が必ずしも円滑に行えないなど、関係者間の連携に課題があった。

【実施すべき取組】

- ・地上波中継局について、局舎及び鉄塔に対する耐震対策等による耐災害性強化を進めるとともに、予備電源や人的リソースの共通化など、迅速な復旧に資する中継局共同利用を進めるべきである。
- ・地上波中継局での放送継続や復旧に当たっての関係者間の連携体制を強化するため、放送事業者においては、自治体の災害対策本部との情報共有の体制を構築するなど、官民連携による緊急対応力の強化を進めるべきである。
- ・ケーブルテレビ事業者においては、今後の災害に備えとしてケーブルテレビネットワーク等の耐災害性強化を進めるとともに、災害時のケーブルテレビの迅速な復旧のため、自治体の災害対策本部との連携体制の強化など緊急対応力の強化を進めるべきである。

(2) 能登半島地震等被災状況・対応状況

「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」取りまとめについて③

- 平時から、相互の連携体制の構築、資機材に関する相互情報提供や搭載検証、連携訓練の実施など、関係機関の連携強化を図る必要があり、具体的に、自衛隊航空機等での車両・資機材の輸送について、輸送機体ごとの固縛要領や電波干渉などを踏まえた輸送可能性の検証が必要となるため、迅速かつ安全に車両・資機材の輸送ができるよう、あらかじめ関係省庁が連携した訓練等で輸送可否を確認する必要がある。
- ライフライン事業者は、応急復旧のための進入路の確保や電力の確保等に関して、現在は事業者ごとに海上保安庁や自衛隊等の関係機関や民間事業者等と連携協定を結んでいるが、今後は、復旧エリアの優先度の調整など応急復旧活動の方針策定などを含めて分野横断的に、ライフライン横断で取り組むことを検討する必要がある。

<参考(一部抜粋): 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について【報告書】(令和6年11月)>

II. 今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針

7. 特徴的な災害を踏まえた対応

7-(2). 初動対応としての、アクセス困難地域における多様な進入手段の確保 ④通信・放送

- 早期のインフラ・ライフライン回復に向けた関係機関との連携体制の構築

【現状と課題】

- ・ 陸路や海路での速やかな進出が困難な状況になったため、インフラ・ライフラインの早期復旧にも影響が及ぶ中、アクセス困難地域での復旧作業に当たっては、自衛隊のエアクッション艇や航空機、海上保安庁の巡視船艇を活用した人員・資機材等の迅速な輸送が行われた。
- ・ 道路の緊急復旧においては、陸側から到達できない区域の道路の緊急復旧を進めるため、道の駅の駐車場がヘリポートとして利用された。
一方で、復旧事業を国による権限代行で進めるために、国が道の駅の駐車場を利用するに当たって、当該駐車場の利用制限のための手続について、国ではなく道路管理者である石川県が調整・実施する必要が生じ、被災自治体の負担が増加した上、手続に時間を要した。このように、災害対応に必要な土地等の一時的な使用に当たって、土地の管理者や地権者からの使用承諾に時間を要する、あるいは困難な場合、復旧作業自体の遅延が懸念される。

【実施すべき取組】

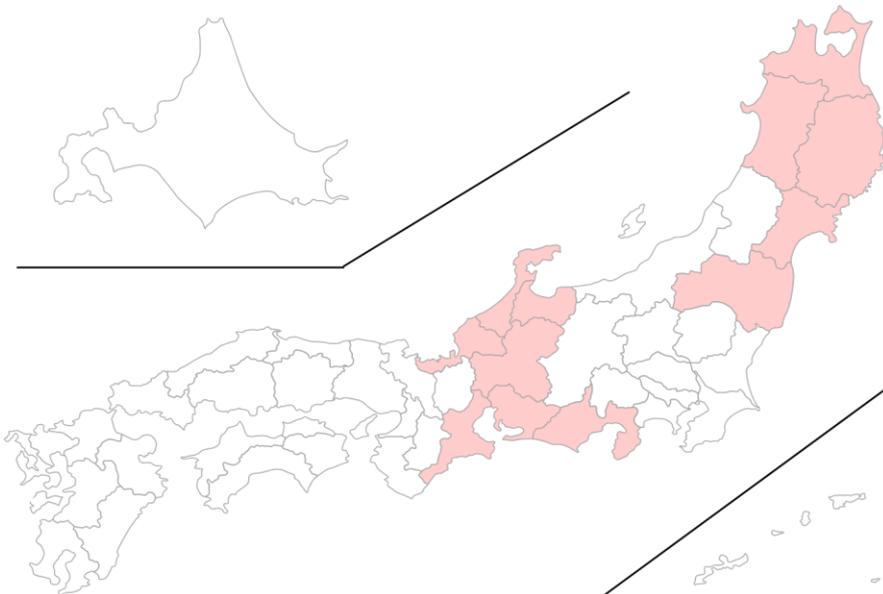
- ・ 被災地でインフラ・ライフラインの復旧支援など各種活動に当たる関係機関においても、平時から、相互の連携体制の構築、資機材に関する相互情報提供や搭載検証、連携訓練の実施など、関係機関の連携強化を図る必要がある。
具体的には、自衛隊航空機等での車両・資機材の輸送について、輸送機体ごとの固縛要領や電波干渉などを踏まえた輸送可能性の検証が必要となるため、迅速かつ安全に車両・資機材の輸送ができるよう、あらかじめ関係省庁が連携した訓練等で輸送可否を確認する必要がある。
- ・ ライフライン事業者は、応急復旧のための進入路の確保や電力の確保等に関して、現在は事業者ごとに海上保安庁や自衛隊等の関係機関や民間事業者等と連携協定を結んでいるが、今後は、復旧エリアの優先度の調整など応急復旧活動の方針策定などを含めて分野横断的に、ライフライン横断で取り組むことを検討する必要がある。
- ・ 国による迅速な災害対応を可能とするため、国以外が管理する、災害対応に必要な土地等の一時的な使用を速やかに可能とする措置を検討すべきである。

(2) 能登半島地震等被災状況・対応状況 リエゾン派遣の取決

- 能登半島地震を踏まえた対応として、能登半島地震の被災地である石川地域協議会に所属する放送事業者で議論を行い、令和6年8月23日にリエゾン派遣の取決が行われた。
- 9月20日豪雨対応において、その取り決めに基づき、9月23日にNHK及び民放から石川県庁災害対策本部へリエゾンを派遣された。
- 今年度中に、全放送対象地域において議論を行う予定。

リエゾン派遣の取決締結状況

- ・令和6年8月 石川県
- ・令和6年12月 秋田県、福島県、静岡県、
中京(岐阜県、愛知県、三重県)
- ・令和7年1月 青森県、岩手県、宮城県、富山県、福井県



※着色箇所は、リエゾン派遣の取決がなされた県(令和7年1月20日時点)

(参考)石川県リエゾン派遣の取決

リエゾン派遣の取り決め

～ 中継局共同利用推進石川地域協議会運営委員会において議論 ～

2024. 8. 23 (金)
NHK 金沢放送局
北陸放送株式会社
石川テレビ放送株式会社
株式会社テレビ金沢
北陸朝日放送株式会社

1 非常災害発生に伴い停波又は停波のおそれのある局がある場合は、原則、その局の幹事たる民間放送事業者及びNHKから、それぞれ1名(計2名)を災害対策本部に派遣することとする。ただし、当該民間放送事業者からの派遣が困難な場合にあっては、民間放送事業者間において相談の上、派遣する民間放送事業者を決定する。

2 1によって派遣されてからの期間が長期(概ね1週間超)となる場合にあっては、民間放送事業者においては、当該事業者間において相談の上、幹事社以外の民間放送事業者から派遣するなど、柔軟な対応を行うこととする。

3 1又は2によって派遣された民間放送事業者若しくはNHKが、停波の解消又は停波のおそれが低減したことにより、災害対策本部への派遣の継続を不要と判断した場合は、災害対策本部への派遣を終了することができる。

(2) 能登半島地震等被災状況・対応状況 令和6年度経済対策における総務省の対応

通信インフラの強靱化に関する経済対策・補正予算

- 能登半島地震等においては、**停電、伝送路断、基地局機器等の故障**により多くの携帯電話基地局が停波し、救助・救命活動に影響
 - 救助・救命活動の観点から、携帯電話基地局の機能維持が課題
 - そのため、緊急対応力の強化と通信インフラの強靱化に向けて次の取組等を実施(令和6年度補正予算)
- ① **携帯電話基地局強靱化に向けた先行モデル実証**
 - ② **移動電源車の配備等による復旧体制の整備**
 - ③ 非常時における**事業者間ローミング**の導入
 - ④ **官民連携による「通信復旧支援士(仮)」の創設と体制整備**に向けた取組の推進

①②携帯電話基地局の強靱化等



③非常時の事業者間ローミング



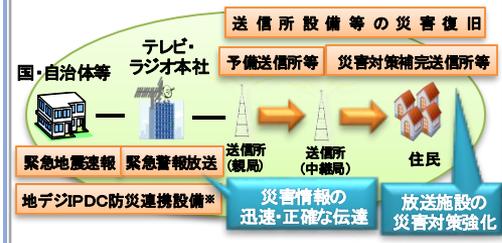
④通信復旧支援士(仮)等



放送インフラの強靱化に関する経済対策・補正予算

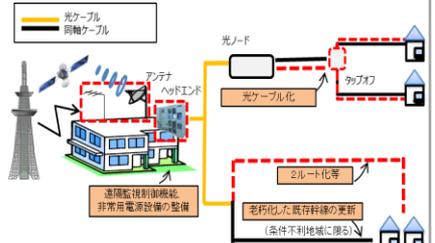
- 能登半島地震等の教訓を踏まえ、災害時に国民が信頼できる情報を入手できるよう**本格復旧の加速化や放送インフラの耐災害性強化**に向けた次の取組を実施(令和6年度補正予算)
- ① 放送事業者が行う、地上波中継局の耐災害性強化への財政的支援
 - ・ **能登半島地震等により被害を受けた設備の復旧**
 - ・ 予備送信所や非常用電源、緊急地震速報設備等の整備
 - ② ケーブルテレビ事業者が行う、ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化への財政的支援
 - ・ **能登半島地震等により被害を受けた設備の復旧**
 - ・ **ケーブルテレビ網の光化及び複線化**
 - ・ 非常用電源等の整備 等

① 地上波中継局の耐災害性強化



※ 地上デジタル放送の放送波に地域の防災情報等を送信する設備

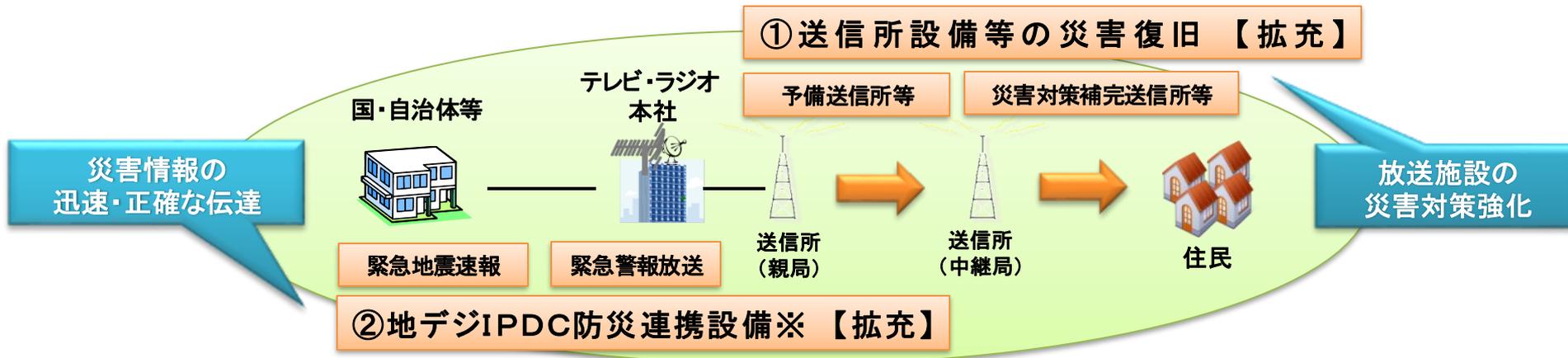
② ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化



(2) 能登半島地震等被災状況・対応状況

(参考)放送ネットワーク整備支援事業

- 被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化と耐災害性強化を実現する。
- 能登半島地震での教訓を踏まえ、更なる放送ネットワークの強靱化に資するため、①送信所設備等の災害復旧、②地デジIPDC防災連携設備の2つの対策を令和6年度補正予算で追加した。



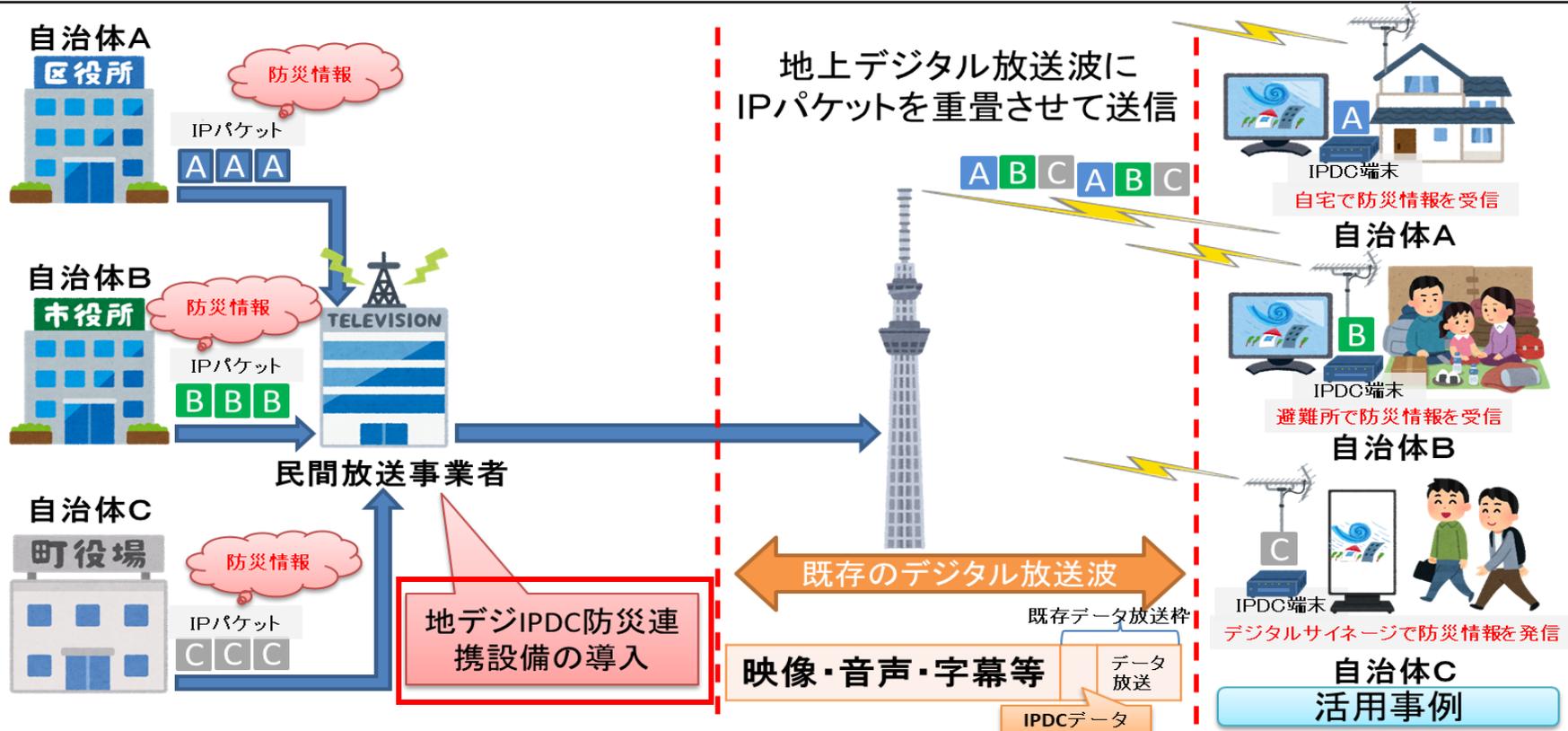
※ 地上デジタル放送の放送波に地域の防災情報等を送信する設備

- (事業主体) 地方公共団体、第3セクター、地上基幹放送事業者等
- (事業スキーム) 補助事業
- (補助対象) 送受信設備、送受信アンテナ、緊急地震速報設備、緊急警報放送設備、緊急割込放送設備等
- (補助率) 地方公共団体:1/2、第三セクター:1/3、地上基幹放送事業者等:1/3
- (計画年度) 平成27年度～

令和7年度予算額(案) 105百万円(令和6年度当初予算額 69百万円、令和6年度補正予算額 91百万円)

(2) 能登半島地震等被災状況・対応状況 (参考)放送ネットワーク整備支援事業(地デジIPDC防災連携設備)

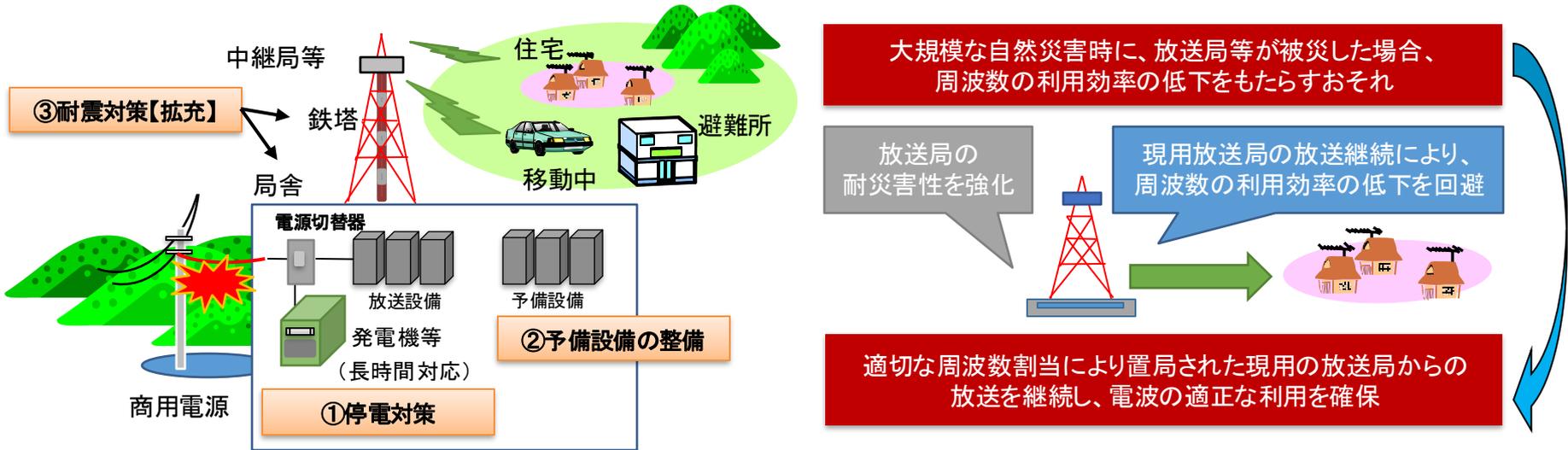
地デジIPDC防災システムはIPDC(Internet Protocol Data Cast)技術により、地上デジタル放送の放送波(DATA放送)に様々なIPパケットを載せ、防災情報を送信することで地域の災害情報等の迅速かつ確実な伝達を実現する。災害時、住民が自らテレビ番組から情報収集することに加えて、IPDCを活用することで、各自治体がそれぞれのタイミングによって発信する、より地域に合ったきめ細やかな情報を、プッシュ型で受け取ることができる。



IPDC端末として活用するほか、防災行政無線のように屋外スピーカーを通じ特定の地域に一斉同報することも可能。

(2) 能登半島地震等被災状況・対応状況 (参考)地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業

- 大規模な自然災害が発生した場合においても放送を継続させるため、地上基幹放送事業者等に対して、整備費用の一部を補助し、地上基幹放送の放送局の耐災害性強化を図り、電波の適正な利用を確保する。また、能登半島地震で中継局の局舎・鉄塔が被災したことを踏まえ、耐震対策を追加する。

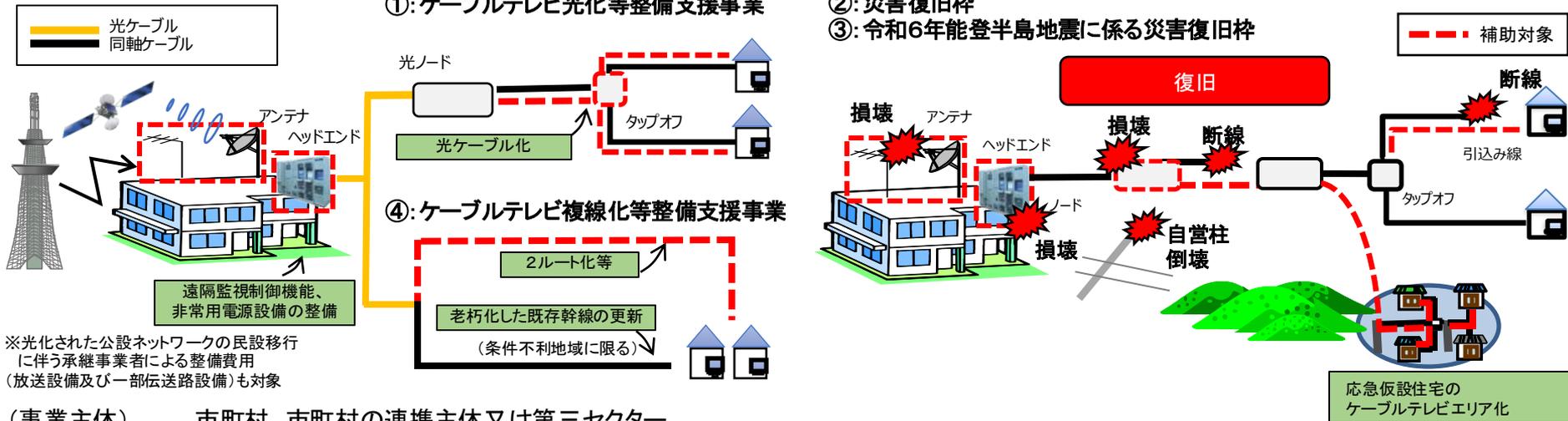


- (事業主体) 地上基幹放送事業者等、地方公共団体等
- (事業スキーム) 補助事業
- (補助対象) ①停電対策、②予備設備の整備、③耐震対策【拡充】
- (補助率) 地方公共団体等: 1/2、地上基幹放送事業者等: 1/3
受信障害対策用中継局に係る事業を実施する場合において、条件不利地域かつ財政力指数0.5以下の市町村: 2/3
- (計画年度) 令和元年度～
令和7年度予算額(案) 361百万円(令和6年度予算額 54百万円)

(2) 能登半島地震等被災状況・対応状況

(参考) ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業

- 近年、多発・激甚化する自然災害を踏まえ、災害時に確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化・複線化等による耐災害性強化の事業費の一部を補助。
- 令和6年能登半島地震により被害を受けた地域のケーブルテレビ関連設備の復旧に係る事業費の一部を補助。



※光化された公設ネットワークの民設移行に伴う承継事業者による整備費用（放送設備及び一部伝送路設備）も対象

(事業主体) 市町村、市町村の連携主体又は第三セクター
(これらの者から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者(承継事業者)を含む。)

(事業スキーム) 補助事業

(補助対象地域) ①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村

※業務区域の市町村の数が10を超える者が行う事業にあつては、条件不利地域に限る

(補助率) ①④(1)市町村及び市町村の連携主体(承継事業者) : 1/2、(2)第三セクター(承継事業者) : 1/3

①※財政力指数0.5超の自治体は1/3

※光化された公設ネットワークの民設移行に伴う承継事業者による整備は1/3

② : 1/2、③ : 2/3

(補助対象経費(上図の赤線部分)) 光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ 等

③※総務省予算で過去に整備した設備以外の復旧、仮設住宅のエリア化も対象

④※非常用電源設備単独の整備も対象

(計画年度) 平成30年度～

令和7年度予算額(案) 8.2億円(令和6年度補正予算額 21.1億円、令和6年度当初予算額 12.5億円)

1 背景

(3) 南海トラフ地震 臨時情報

(3) 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報について

○「南海トラフ地震臨時情報」とは、

- ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
- ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

に、気象庁から発表される情報のこと。

実際は、情報名の後に「キーワード」が付記され、「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」等の形で情報発表される。

南海トラフ地震臨時情報		発表条件
キーワード	令和7年1月13日発表 調査中	<ul style="list-style-type: none"> ■ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ■ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
	巨大地震警戒	■ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	令和6年8月8日発表 巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ■ 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合 ■ 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ■ ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
	調査終了 令和7年1月13日発表	■ 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

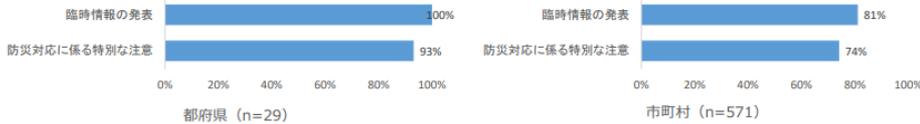
(3) 南海トラフ地震臨時情報

「南海トラフ地震臨時情報」の提供・入手手段について

- 令和6年8月8日に発生した日向灘沖地震を受け、同日、気象庁は南海トラフ地震臨時情報を発表。
- 本臨時情報を受け地方自治体は防災行政無線やSNS(自治体公式LINEやX(旧Twitter)等)、メール、ホームページ等を用いて住民へ伝達・呼びかけを実施。放送(テレビ、FM等)を活用した都道府県は14%、市町村は7%。
- 本臨時情報を住民が入手する際に活用した手段で最も多かったのは、「テレビ」。

臨時情報発表を受けた際に実施した対応

臨時情報(巨大地震注意)を受け取った後の、住民への伝達・呼びかけについて、伝達した内容をお答えください。(複数回答可)



伝達・呼びかけ手段は何を用いましたか。

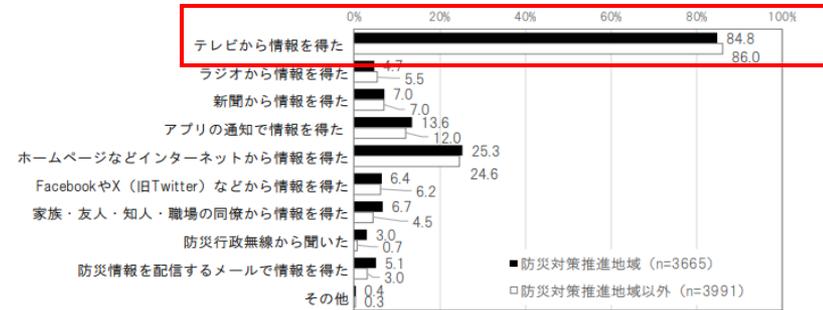


- ・ 臨時情報の発表や防災対応に係る伝達は、多くの都道府県・市町村にて実施。
- ・ 手段としては、防災行政無線やメール等のプッシュ型の他、ホームページ等も活用。

9

情報を入手したメディア

この情報をどこから入手しましたか(複数回答) ※ 情報認知した人のみ



- ・ 突出して「テレビから情報を得た」と回答する割合が高かった

6

(出典) 南海トラフ地震臨時情報を受けての防災対応に関するアンケート結果(R6.11.26 南海トラフ巨大地震対策検討WG(第22回)より(内閣府)
(https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taisaku_wg_02/22/pdf/shiryo1.pdf)

(出典) 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ 第18回
資料2-1「南海トラフ地震臨時情報における住民の反応(関谷委員)」より
https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taisaku_wg_02/18/pdf/shiryo2_1.pdf

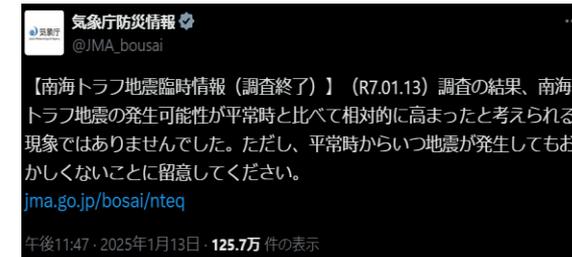
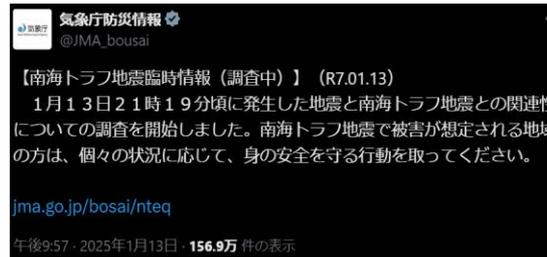
(3) 南海トラフ地震臨時情報

(参考) 令和7年1月13日21時19分頃の日向灘の地震について

- 令和7年1月13日に「令和7年1月13日21時19分頃の日向灘の地震」が発生。
- 本地震の発生により、気象庁は21時55分に南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表。
- 22時30分より南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会および地震防災対策強化地域判定会を開催し、南海トラフで想定されている大規模地震との関連性について調査を行った。
- 23時45分に気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」を発表

気象庁防災情報X(旧Twitter)より

(左は南海トラフ地震臨時情報(調査中)、右は南海トラフ地震臨時情報(調査終了)についての投稿)



日本テレビ「日テレnews」より



南海トラフ地震臨時情報(調査終了)について

昨日(13日)23時45分に南海トラフ地震臨時情報(調査終了)を発表しました。その内容について別添のとおりお知らせいたします。

問合せ先：地震火山部 地震火山技術・調査課 大規模地震調査室
電話：03-3434-9040

1 背景

(4) 南海トラフ地震 被害想定

(4) 南海トラフ地震被害想定

南海トラフ地震の被害想定の見直しについて

- 令和5年2月に設置された「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」において、津波高や震度分布、被害想定 of 計算手法等の技術的な検討を進めている。
- また、令和5年3月に設置された「南海トラフ巨大地震防災対策検討ワーキンググループ」において、基本計画に掲げた防災対策の進捗状況の確認と課題の整理を行うとともに、先の検討会で検討した新たな計算手法を用いて、防災対策の進捗を反映した被害想定の見直しを行い、今後推進すべき新たな対策の検討を進めている。

<経緯>

- 平成24年8月29日 被害想定公表（建物被害・人的被害等の推計結果）
- 平成25年3月18日 被害想定公表（施設等の被害及び経済的な被害の推計結果）
- 平成26年3月 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定
- 令和元年6月 被害想定（再計算版）公表
（施設等の被害及び経済的な被害の再推計結果）
- 令和5年2月3日 南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会（第1回）
（津波高や震度分布、被害想定 of 計算手法を検討）
- 令和5年4月4日 南海トラフ巨大地震対策検討WG（第1回）
（防災対策の進捗状況の確認や被害想定、基本計画の見直し）
- 令和6年1月1日 能登半島地震
- 令和6年3月12日 令和6年能登半島地震に係る検証チーム（第1回）
- 令和6年5月17日 南海トラフ巨大地震対策検討WG（第15回）
※能登半島地震を踏まえた基本計画の見直しを実施
- 令和6年8月8日 日向灘を震源とする地震
- 同日 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」を発表
- 同年9月13日 内閣府がアンケート調査を開始
- 同年11月26日 南海トラフ巨大地震対策検討WG（第22回）
※アンケート調査の報告等

以後も順次開催

中央防災会議「防災対策実行会議」 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ 委員名簿

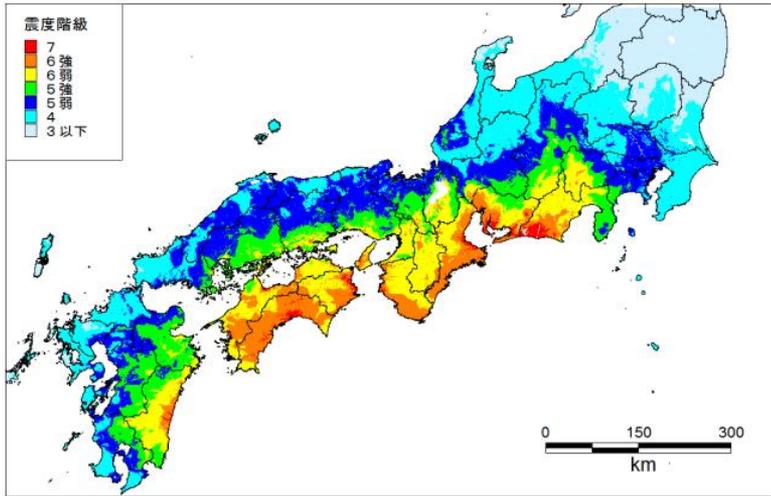
磯打 千雅子	香川大学 特命准教授
井出 多加子	成蹊大学経済学部 教授
今村 文彦	東北大学災害科学国際研究所 教授
入江 さやか	松本大学地域防災科学研究所 教授
奥村 与志弘	関西大学社会安全学部 教授
片田 敏孝	東京大学大学院情報学環 特任教授
加藤 孝明	東京大学生産技術研究所 教授
越塚 登	東京大学大学院情報学環 教授
小室 広佐子	東京国際大学 副学長 兼言語コミュニケーション学部 学部長・教授
小山 真紀	岐阜大学流域圏科学研究センター 准教授
阪本 真由美	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科 教授
末松 則子	三重県鈴鹿市長
関谷 直也	東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター 准教授
田嶋 勝正	和歌山県串本町長
根本 恵司	(一社)中部経済連合会 常務
濱田 省司	南海トラフ地震による超広域災害への備えを強かに進める10県知事会議 代表世話人(高知県知事)
平田 直	東京大学 名誉教授
廣井 慧	京都大学防災研究所 准教授
福和 伸夫	名古屋大学 名誉教授
渡邊 廣之	イオン株式会社 執行役副社長

計 20 名（敬称略）

（出典）南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ委員名簿（内閣府）より
https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/tai_saku_wg_02/pdf/meibo.pdf

(4) 南海トラフ地震被害想定

南海トラフ地震被害想定(平成24年6月26日緊急災害対策本部発表)について



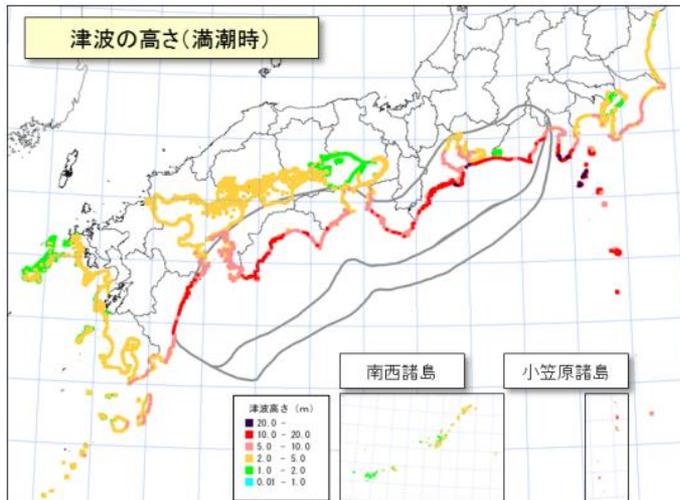
上図：震度分布の推計結果（基本ケースの強震動生成域を、可能性がある範囲で最も陸域側（プレート境界面の深い側）の場所に設定したケース）

（内閣府資料「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）H25.5

（https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taisaku_wg/pdf/20130528.houkoku_s1.pdf）より）

下図：津波高分布図（満潮時）「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定（内閣府資料

（https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taisaku/pdf/1_1.pdf）より）



○「被害が最大となるケース」について、東北地方太平洋沖地震と比較すると、死者・行方不明者数は約17倍※1、建物被害(全壊棟数)は約18倍※1となり、浸水面積は約1.8倍※2、浸水域内人口は約2.6倍※2となっている。

※1：平成24年6月26日緊急災害対策本部発表

※2：堤防・水門が地震動に対して正常に機能する場合の想定浸水区域

震度分布、津波高

- ・震度7：151市町村（最大の被害の場合）

- ・最大津波高 10m以上：79市町村

死者・行方不明者数、全壊焼失棟数

- ・最大 約 32.3万人（冬・深夜に発生）

- ・最大 約238.6万棟（冬・夕方に発生）

ライフライン、インフラ被害

- ・電力：停電件数 最大 約2,710万軒

- ・通信：不通回線数 最大 約 930万回線 等

生活への影響

- ・避難者数：最大 約 950万人

- ・食糧不足：最大 約3,200万食（3日間）等

経済被害

- ・資産等の被害：約169.5兆円

- ・経済活動への影響：約 44.7兆円

※建物被害・人的被害：平成24年8月、
施設等の被害・経済被害：平成25年3月

1 背景

(5) 南海トラフ地震被害 想定地域の放送施設

(5) 南海トラフ地震被害想定地域の放送施設 地上波テレビ放送局

- 最大震度6強又は7の想定結果となった自治体にある主要な放送局(親局・プラン局※、以下同じ)は全国で305局あり、エリアでは四国(111局)が最も多く、都道府県別では愛媛県(61局)が最も多かった。
- 最大震度7に限ると主要な放送局は全国で141局あり、エリアでは四国(72局)が最も多く、都道府県別では高知県(30局)が最も多かった。

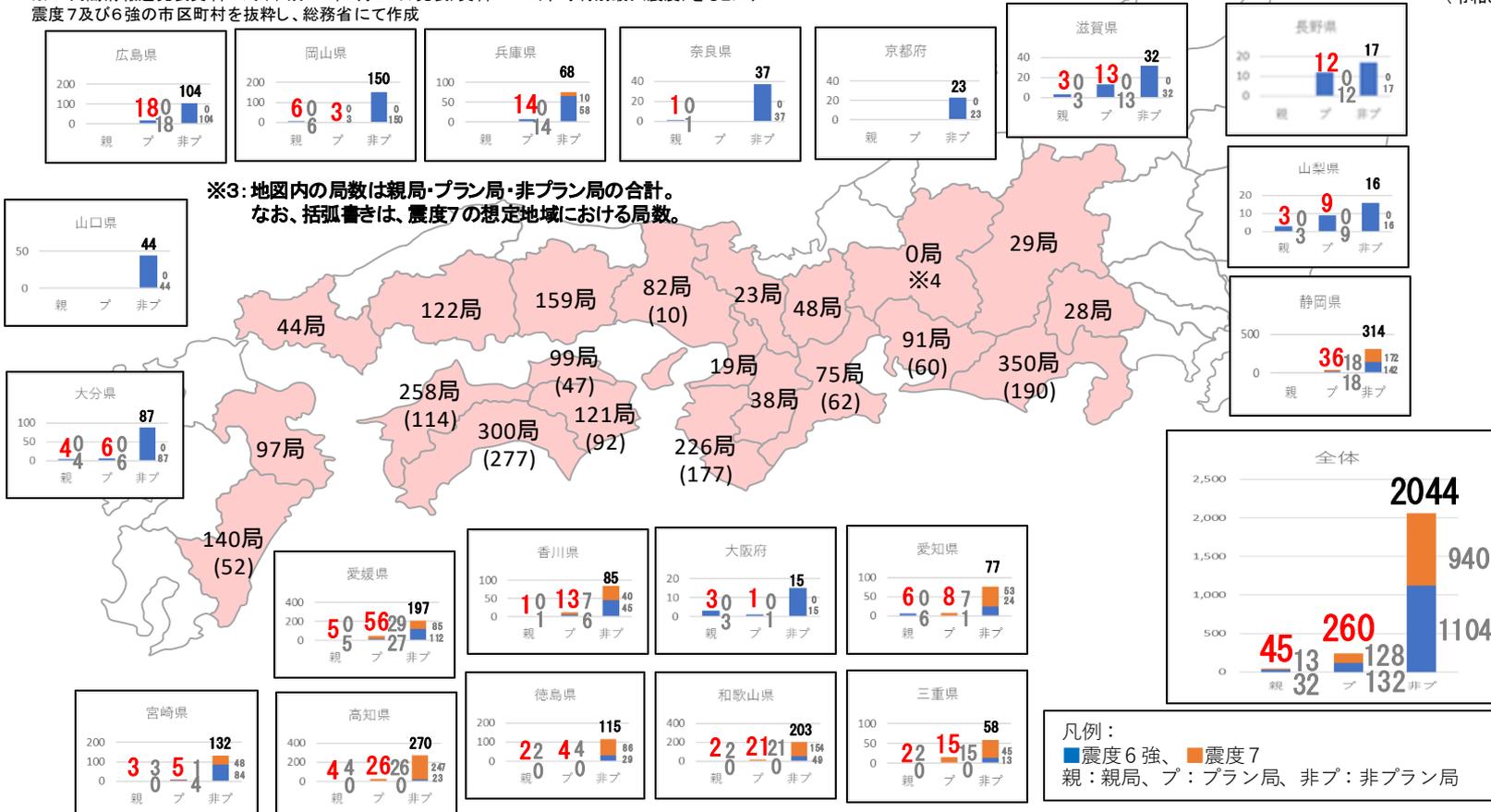
※プラン局:親局以外の基幹放送局のうち、基幹放送用周波数使用計画の表に掲げる中継局。
プラン局は、非プラン局に比べて安全信頼基準が高く設定されている。

被害想定地域における放送局数(震度6強又は7) ※1:被害想定地域が含まれる府県を着色。

※2:内閣府報道発表資料一式(平成24年8月29日発表)資料1-6(市町村別最大震度)をもとに、震度7及び6強の市区町村を抜粋し、総務省にて作成

(補足)被害想定地域の府県を着色している。
なお、被害想定は市町村単位のため、府県内の局数とは一致しない。

(参考)被害想定地域の府県別世帯数
(令和6年住民基本台帳人口・世帯数より)



都道府県	世帯数
山梨県	374,238
長野県	897,360
岐阜県	853,904
静岡県	1,644,355
愛知県	3,461,470
三重県	817,486
滋賀県	617,522
京都府	1,255,136
大阪府	4,512,354
兵庫県	2,615,161
奈良県	610,533
和歌山県	443,513
岡山県	870,444
広島県	1,340,297
山口県	658,901
徳島県	338,837
香川県	450,133
愛媛県	657,416
高知県	349,119
大分県	548,601
宮崎県	533,052
小計	23,849,832
全国	60,779,141
割合	39.24%

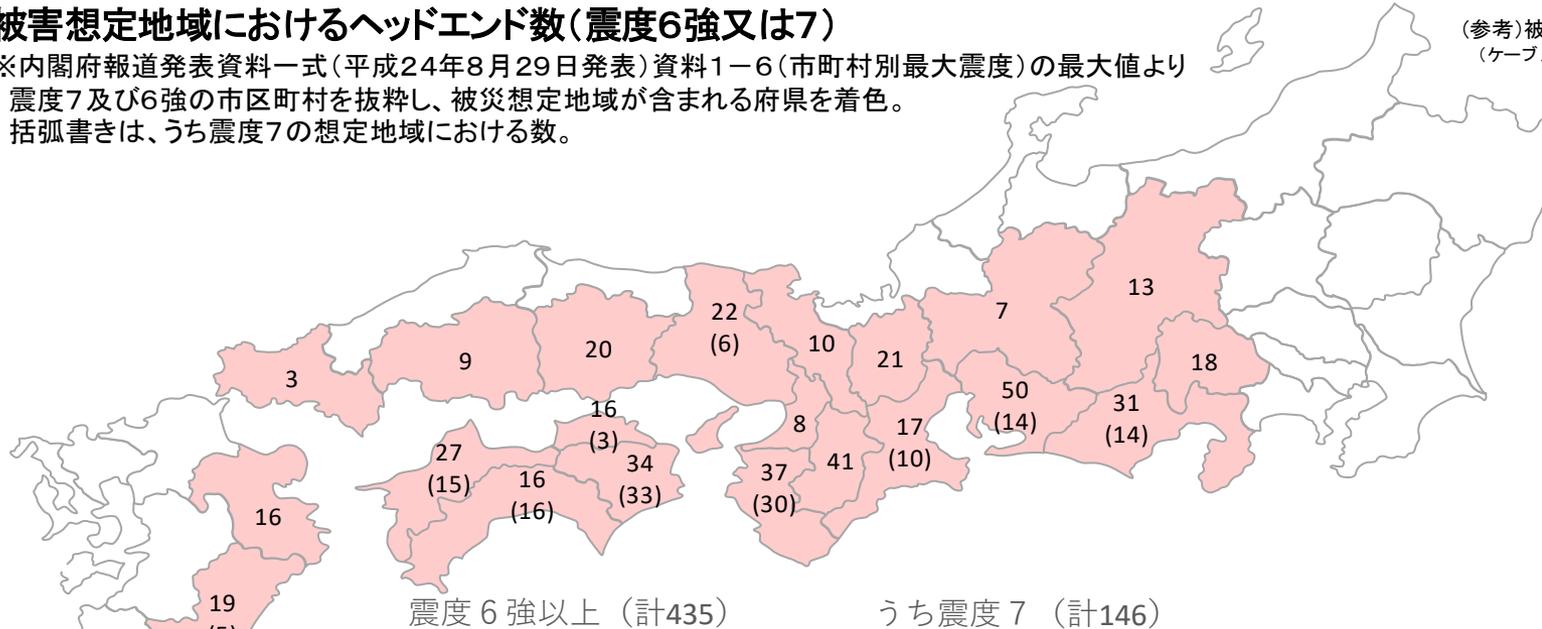
(5) 南海トラフ地震被害想定地域の放送施設 ケーブルテレビ

- 最大震度6強又は震度7の想定結果となった自治体にあるヘッドエンドは435あり、エリアでは近畿(156)が、都道府県別では愛知県(50)が最多であった。
- 最大震度7に限ると146あり、エリアでは四国(67)が、都道府県別では徳島県(33)が最多であった。

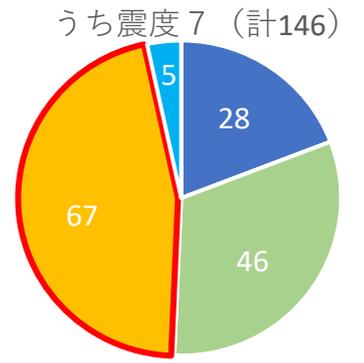
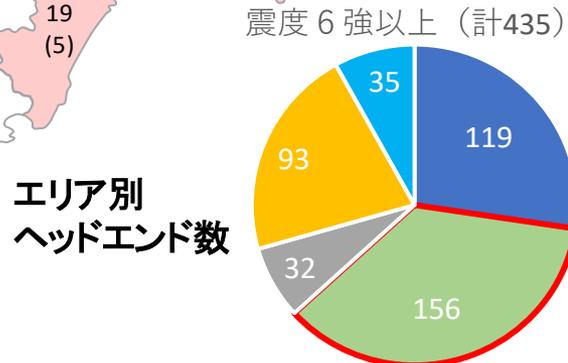
被害想定地域におけるヘッドエンド数(震度6強又は7)

※内閣府報道発表資料一式(平成24年8月29日発表)資料1-6(市町村別最大震度)の最大値より震度7及び6強の市区町村を抜粋し、被災想定地域が含まれる府県を着色。
括弧書きは、うち震度7の想定地域における数。

(参考)被害想定地域の府県別契約世帯数
(ケーブルテレビの現状令和6年12月版より)



都道府県	契約世帯数
山梨県	304,182
長野県	446,505
岐阜県	430,636
静岡県	571,645
愛知県	2,191,229
三重県	692,618
滋賀県	238,676
京都府	638,434
大阪府	4,096,789
兵庫県	2,000,183
奈良県	302,499
和歌山県	176,885
岡山県	292,391
広島県	401,229
山口県	426,108
徳島県	318,023
香川県	125,999
愛媛県	240,395
高知県	95,710
大分県	390,766
宮崎県	216,589
小計	14,597,491
全国	32,840,489
割合	44.45%



中部：山梨県、長野県、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県
 近畿：滋賀県、京都府、奈良県、大阪府、和歌山県、兵庫県
 中国：岡山県、広島県、山口県
 四国：香川県、徳島県、愛媛県、高知県
 九州：大分県、宮崎県

2 現状(これまでの議論を含む)

(1) デジタル時代における 放送制度の在り方に 関する検討会等

(1) デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会等 災害時における放送について

- 災害時の放送による情報提供について、放送事業者は、各社の使命に基づき、災害情報の放送の充実に尽力している。県域放送は都道府県レベルの広域情報、ケーブルテレビ等は市町村レベルの狭域情報が中心であり、それぞれの特色を活かした災害放送を実施している。
- 一部地域では、災害時等で事業者間で連携する取組も見られるが、放送の多元性や多様性も十分に考慮したうえで、連携することにより地域の災害情報の充実につながる可能性がある。

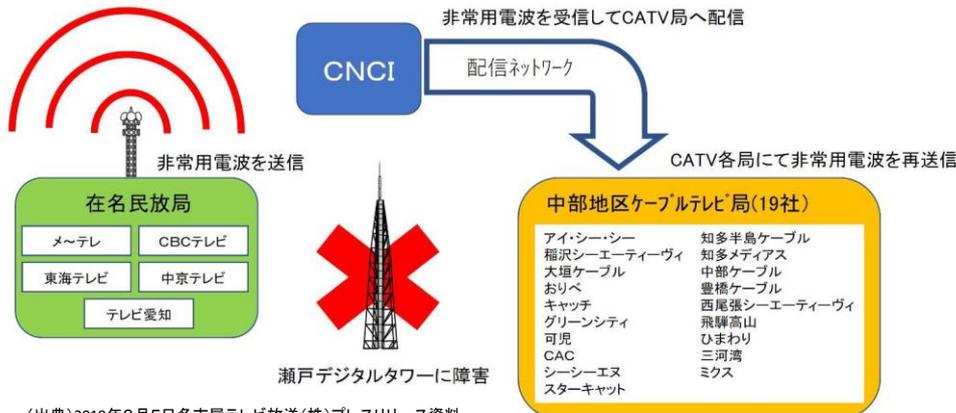
県域放送が提供する広域の情報



東日本大震災の報道の例
(出典)「放送事業の基盤強化に関する検討分科会」第2回会合 民放連説明資料より

事業者間の連携事例

地上民放の親局が災害等によって機能不全となった場合に、CATV事業者のネットワークによって放送を配信する協定を締結した事例



(出典) 2019年3月5日名古屋テレビ放送(株)プレスリリース資料

CATVが提供する市町村単位の情報

きょう 木更津市 自主避難所の開設

自主避難する際には、食料・飲料水、着替え、ラジオなど最低限の必需品を準備してください。

【開所時間】午後9時30分まで

- 文京公民館
- 清見台公民館
- 畑沢公民館
- 金田地域交流センター

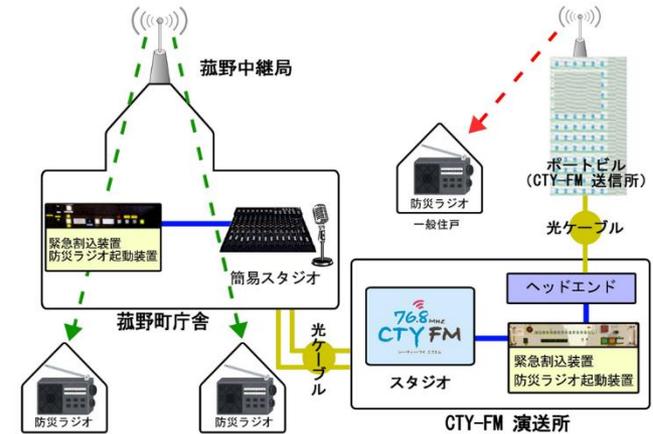
※午後9時30分の段階で自主避難者がいない場合は閉鎖

きょう 木更津市 携帯電話の充電場所

日時=9月14日(土) 午後9時30分まで
場所=岩根公民館 清見台公民館 文京公民館
岩根西公民館 東清公民館 畑沢公民館
中郷各公民館 金田地域交流センター
市民活動支援センター

日時=9月14日(土) 午後5時まで
場所=市民総合福祉会館
日時=9月14日(土) 午後5時15分まで
場所=木更津市役所 朝日庁舎

CATV事業者とFM事業者が連携し、自動起動ラジオを使って行政からの緊急情報を配信する事例



(出典)「コミュニティ放送等を活用した自動起動ラジオ地域事例集(平成29年)」(株式会社シー・ティー・ワイ:CTY-FMによる防災ラジオシステム)

(出典) 放送を巡る諸課題に関する検討会 災害時の放送の確保に関する検討分科会(第1回)資料(令和2年3月4日)より
https://www.soumu.go.jp/main_content/000675459.pdf

(1) デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会等 災害時における放送の役割

- 放送は、災害情報の提供をはじめとして、国民の生命・財産の安全確保に大きな役割を果たしている。
- 放送法(第108条)では、基幹放送事業者に対し、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合等における災害放送を義務づけ。また、災害対策基本法(第51条)において、指定公共機関(内閣総理大臣が指定)であるNHK及び指定地方公共機関(都道府県知事が指定)に指定されている放送事業者は、災害に関する情報の収集及び伝達の努力義務が課されている。
- 県域放送は都道府県レベルの広域情報、ケーブルテレビ等は市町村レベルの地域情報を中心に、それぞれの特色を活かした災害放送を実施。

関連法令

○放送法(昭和25年法律第132号)

(災害の場合の放送)

第108条 基幹放送事業者は、国内基幹放送等を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。

○災害対策基本法(昭和36年法律第223号)

(情報の収集及び伝達)

第51条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関(※1)及び指定地方公共機関(※2)、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者(以下第五十八条において「災害応急対策責任者」という。)は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

※1 日本放送協会が指定を受けている。

※2 地上民放(テレビ、ラジオ)は、一社を除き、全て指定されている。ケーブルテレビは一部事業者が指定されている。

- 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関するとりまとめ(第3次) (令和6年12月13日)」において、令和6年能登半島地震を踏まえ緊急対応力強化への取組を継続していく必要性のほか、災害放送やそれを可能とする取組を通じて基幹的メディアとしての放送の重要性が再認識されたことに言及されている。

<参考>

デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関するとりまとめ(第3次)(令和6年12月13日)

第1章 放送の将来像

1. 放送の価値

(2) 近年の社会環境の変化などを踏まえた理解

放送は、公衆の生命・身体の安全確保のために必要な情報を迅速かつ確実に提供する点でも大きな役割を果たしている。本検討会の第2次取りまとめの公表後では、令和6年能登半島地震において、関係者の高い使命感の下で、被災地の放送ネットワークや受信環境、取材網の維持が図られ、災害放送が行われた。例えば、長引く停電により被災地の中継局の発電機に燃料補給が必要となる中で、道路が寸断された状況でも、ヘリコプターによる燃料補給の継続的な実施により停波が最小限に抑えられたほか、避難所におけるテレビ・アンテナ設置や、ラジオ受信機の配布、衛星放送を活用した地上放送の放送(※)、被災地において依存度の高いケーブルテレビの復旧が進められた。また、発災直後には避難を強く促す呼びかけが行われたほか、インターネット上で偽・誤情報が広く出回る中、それらを打ち消す報道や冷静な対応を呼びかける報道も行われた。この度の地震の経験を踏まえて緊急対応力の強化に引き続き取り組む必要があるが、以上に述べたような災害放送やそれを可能とする取組を通じて、基幹的メディアとしての放送の重要性が再認識された。

※NHKがBSプレミアムを放送していたチャンネル(BS103チャンネル)でNHK金沢放送局の総合テレビの地域向けニュースや全国ニュースを放送。

放送の将来像

放送の価値

- 放送に期待される価値※¹の本質は変わらないとしても、**放送の価値をもたらし、それを発揮する放送の在り方は変わり得るもの。**
※¹ 国民の知る権利の充足、健全な民主主義の発達への寄与、信頼される基幹的メディアとしての公共性等
- その観点から、放送がその社会的な役割を果たす上で不可欠な**良質なコンテンツ**が提供される構造や**情報空間の変化**なども踏まえて、**将来的な放送の在り方について引き続き検討を進めていくことが必要。**

デジタル時代における放送の将来像と 制度の在り方に関するとりまとめ(第3次)～概要～(令和6年12月13日)より

【能登半島地震に関するインターネット上の真偽の不確かな投稿の例】

- ・二次元コードを添付して寄附金・募金等を求める投稿
- ・公的機関による支援や施設利用に関する不確かな情報
- ・被災住宅について、不要なはずの住宅改修工事を勧める投稿
- ・不審者・不審車両への注意を促す不確実な投稿
- ・過去の別場面に酷似した画像を添付して被害状況を報告する投稿
- ・存在しない住所が記載されるなど、不確かな救助を呼びかける投稿



(出典)総務省ウェブサイト: https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/fakenews/

【能登半島地震に関するインターネット上の偽・誤情報を打ち消す報道事例】

- ・地震の原因が「人工地震」という主張について科学的根拠が全くない偽情報であることを伝える報道
- ・嘘の救助要請について注意喚起をする報道
- ・感情を揺さぶられるような情報や動画を安易に拡散せず、情報源を確認したり、行政や報道機関の情報を調べたりするなど冷静な対応を呼びかける報道

(参考)「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」第24回会合(令和6年3月5日)資料24-2(事務局資料) p.3



(1) デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会等

衛星放送ワーキンググループとりまとめ(概要)

- ・衛星放送ワーキンググループ(主査:伊東 晋 東京理科大学名誉教授)は令和5年11月から令和6年9月まで12回の会合を開催。
- ・ワーキンググループにおいては、衛星放送に係るインフラコストの低減、地上波代替における衛星放送の活用等5つの検討項目について議論・検討を実施したところ、これまでの議論・検討等の結果及び今後の方向性等の概要は以下のとおり。

衛星放送に係るインフラコストの低減

i) 衛星の調達費用	衛星の調達費用の低減を図るため、ハード事業者が衛星を共同で調達・打上げを行う。
ii) 共同衛星に搭載する中継器数	新たな衛星については、将来的な需要等により、放送用の左旋の中継器を搭載しない。
iii) 共同衛星の打上げ時期	BS放送とCS放送の新規衛星について、2029年度後半に共同衛星として打ち上げることを目標とする。
iv) 共同衛星の管制の在り方	共同衛星の管制・運営の在り方について更に検討を進め、衛星放送におけるインフラコストの低減と安定的な運用の両立を実現する。

◎ 総務省においては、目標時期までの共同衛星の打上げを見据え、BS放送の新規衛星に係る免許について、2026年中を目処に公募を開始するために必要な手続を進めることとし、免許方針の検討や制度整備等に取り組む。

地上波代替における衛星放送の活用

- ◎ 番組の画質・音質、気象耐性その他の技術的課題や視聴者負担の受容性等について検証・整理等を行い、また、視聴者管理の在り方や担い手、費用負担等に関する調査を実施。
- ◎ 放送の実施体制や放送対象地域、受信環境整備等に係る適時適切な支援策等については、引き続き検討。

災害発生時における衛星放送の活用

- ◎ 災害発生時に衛星放送を行うための周波数帯域、実施主体、災害時に必要となる情報(放送番組の内容)等に関する調査やシミュレーション等を実施。
- ◎ 衛星放送を活用した情報提供について、大規模災害も念頭に、実行に移す場合の枠組みや行政の関与の在り方等の様々な課題や必要な対応等については、引き続き検討。

右旋帯域の有効利用

- ◎ 衛星放送においてHEVC方式による2K放送を行う際に必要となる周波数帯域幅等の具体案を検討し制度整備を実施。
- ◎ 将来的な制度の運用、放送事業者における新しい設備等の導入、対応した受信機の普及等については、関係者が連携し、引き続き検討。

衛星基幹放送の認定における通販番組の扱い

- ◎ 次期の衛星基幹放送の認定を念頭に、衛星放送における多様性の確保及び視聴者・消費者への配慮を踏まえた制度検討を実施。
- ◎ 視聴者・消費者への配慮について、実効性のある取組が講じられるよう、衛星放送に係る業界団体をはじめとする関係者が連携し、放送事業者の自主的な取組を強化するための仕組みづくりを促進。

放送を行うための周波数帯域について

- 災害発生時に衛星放送を行うためには周波数帯域を確保することが必要
 - ⇒ 災害発生時に放送を行うための周波数帯域の確保の在り方をどのように考えるか。
 - ⇒ 放送を行うために必要となる帯域幅をどのように考えるか。
 - ⇒ 中継器利用料等のインフラコストの負担をどのように考えるか。

放送の実施主体について

- 衛星放送を行う事業者は、放送法に基づき衛星基幹放送の業務に係る認定を受けることが必要
 - ⇒ 災害発生時に衛星放送による情報提供を行う場合の実施主体をどのように考えるか。
 - ⇒ 衛星基幹放送の業務に係る認定制度をどのように考えるか。
 - ⇒ 災害発生時に速やかに認定を行う仕組みをどのように考えるか。

平時における放送について

- 災害発生時に速やかに放送を行うためには、平時から体制を整備しておくことが必要
 - ⇒ 平時の運用体制をどのように考えるか。
 - ⇒ 平時の放送内容や認定の種別をどのように考えるか。
 - ⇒ インフラコストの負担をどのように考えるか。

2 現状(これまでの議論を含む)

(2) 臨時災害放送局

(2) 臨時災害放送局(概要)

制度の概要

- 臨時災害放送局とは、暴風・豪雨・洪水・地震・大規模な火事その他による災害が発生(おそれがある場合も含む)した場合に、その被害を軽減するために役立つことを目的とし、被災地の地方公共団体等(災害対策放送を行うのに適した団体)が開設する臨時かつ一時的に開設される超短波(FM)放送局(地上基幹放送局)。
- 避難所の情報、ライフラインの復旧情報等、被災者に役立つ生活関連情報を提供。

必要な人材・機材等

- ① 無線従事者(第二級陸上無線技術士以上の資格が必要)※、アナウンサー等スタッフの確保
 ※参考:コミュニティ放送局は、第二級陸上特殊無線技士以上の資格が必要

- ② 放送設備の確保
 (なお、11総合通信局等に2式ずつ配備済)

- ③ 放送を行うスタジオ(演奏所)の確保

- ④ 電波を発射する送信所の確保

イメージ:臨時災害放送局の免許手続(臨機の措置の場合)



開設の手続き

- ① 総合通信局等へ電話等口頭による免許申請
 - ② 口頭で免許伝達
 - ③ 開設→即時放送開始が可能
- ※申請書類の提出、免許状の交付は事後処理。

(2) 臨時災害放送局

開設実績一覧(災害の種類別)

類型	開設された局(親局)
地震(40件)	阪神淡路大震災(平成7年1月17日発災) ……1件 ・兵庫県(H7.2.14~H7.3.31)<300W>
	新潟県中越地震(平成16年10月23日発災) ……2件 ・新潟県長岡市(H16.10.27~H16.12.27) <50W>
	新潟県中越沖地震(平成19年7月16日発災) ……1件 ・新潟県柏崎市(H19.7.25~H19.8.25) <10W>
	東日本大震災(平成23年3月11日発災) ……30件 ・岩手県花巻市(H23.3.11~H23.4.3) <100W> ・茨城県鹿嶋市(H23.3.12~H23.7.11) <50W> ・宮城県大崎市(H23.3.15~H23.5.14) <50W> ・福島県福島市(H23.3.16~H24.2.29) <100W> ・宮城県塩竈市(H23.3.18~H25.9.26) <100W> ・宮城県岩沼市(H23.3.20~H26.3.31) <100W> ・宮城県気仙沼市(H23.3.22~H29.6.26) <30W> ・岩手県大船渡市(H23.3.28~H25.3.31) <30W> ・福島県相馬市(H23.3.29~H26.3.31) <30W> ・福島県須賀川市(H23.4.7~H23.8.7) <30W> ・福島県南相馬市(H23.4.15~H30.3.31) <20W> ・宮城県気仙沼市(旧日本吉町)(H23.4.22~H29.6.26) <30W> ・岩手県宮古市(旧田老町)(H23.5.31~H26.3.31) <10W> ・岩手県陸前高田市(H23.12.10~H30.3.22) <20W> ・岩手県大槌町(H24.3.28~H28.3.18) <10W>
	平成28年熊本地震(平成28年4月14日発災) ……4件 ・熊本県熊本市(H28.4.18~H28.4.30) <20W> ・熊本県御船町(H28.4.25~H29.3.31) <30W>
	平成30年北海道胆振東部地震(平成30年9月6日発災) ……2件 ・北海道むかわ町(H30.9.18~H30.10.2) <50W>
	・岩手県奥州市(H23.3.12~H23.3.29) <150W> ・茨城県つくば市(H23.3.14~H23.5.13) <80W> ・宮城県登米市(H23.3.16~H25.3.15) <100W> ・宮城県石巻市(H23.3.16~H27.3.25) <100W> ・岩手県宮古市(H23.3.19~H25.8.26) <20W> ・宮城県山元町(H23.3.21~H29.3.31) <30W> ・宮城県亘理町(H23.3.24~H28.3.31) <20W> ・福島県いわき市(H23.3.28~H23.5.27) <100W> ・岩手県釜石市(H23.4.7~H29.3.31) <30W> ・宮城県名取市(H23.4.7~H27.2.28) <50W> ・宮城県女川町(H23.4.21~H28.3.30) <20W> ・宮城県南三陸町(H23.5.17~H25.3.31) <10W> ・茨城県高萩市(H23.6.8~H25.3.31) <20W> ・福島県富岡町(H24.3.9~H30.3.31) <10W> ・茨城県取手市(H24.8.1~H25.1.31) <50W>※
・熊本県甲佐町(H28.4.23~H28.7.31) <30W> ・熊本県益城町(H28.4.27~H31.3.26) <100W>	
・北海道厚真町(H30.9.20~R2.12.29) <50W>	
豪雨(12件)	・島根県津和野町(平成25年7月26日からの大雨 H25.7.29~8.6) <50W→100W(7/29指定変更)> ・兵庫県丹波市(平成26年8月16日からの大雨 H26.9.17~11.30) <15W> ・栃木県栃木市(平成27年9月10日からの大雨 H27.9.15~11.14) <20W> ・栃木県小山市(平成29年10月16日からの大雨 H29.10.23(1日) <20W> ・広島県坂町(2局)(平成30年7月豪雨 H30.7.19~10.31) <30W/10W> ・茨城県大子町(令和元年台風第19号 R1.10.13~R1.10.19) <10W→100W(10/15指定変更)> ・長野県長野市(令和元年台風第19号 R1.11.25~R2.4.1) <50W>
・茨城県常総市(平成27年9月10日からの大雨 H27.9.14~11.30) <50W> ・福岡県朝倉市(平成29年九州北部豪雨 H29.7.21~H30.12.28) <100W> ・広島県熊野町(平成30年7月豪雨 H30.7.13~H30.10.3) <50W> ・東京都江崎市(令和元年台風第19号 R1.10.12~R1.10.13) <2.3W>	
雪害(1件)	・秋田県横手市(平成23年1月東北豪雪 H23.1.25~H23.3.31) <20W>
火山(2件)	・北海道虻田町(北海道有珠山 H1.25.8~H1.3.31) <30W> ・宮崎県高原町(宮崎県新燃岳 H23.4.1~H24.3.31) <20W>

※取手市については、東日本大震災直接の災害対策ではなく、東京電力福島第一原子力発電所の放射線量情報提供が目的。
 注)赤字の自治体はコミュニティFMから防災局へ移行し、防災局廃止後コミュニティFMに戻った局(14市14局)

協定の目的等

- 災害が発生した場合における地方公共団体等による臨時災害放送局等の円滑な開設及び運用を支援することを目的として、令和6年9月26日(木)に総務省は一般社団法人日本コミュニティ放送協会(※)と臨時災害放送局の開設等の協力に関する協定を締結。

※ 一般社団法人日本コミュニティ放送協会とは、コミュニティ放送事業者の相互啓発と協議により放送倫理の向上を図るとともに、コミュニティ放送事業者の共通問題の解決を推進することによりコミュニティ放送の健全な発達・普及を促進し、もって地域の振興と公共の福祉の増進に寄与することを目的に設立された法人のこと。

協定の概要

- 災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、被災者等への情報伝達を目的として地方公共団体等が実施する臨時災害放送局等の円滑な開設及び運用に資する支援の実施
- 災害が発生した場合に、総務省、同協会及び地方公共団体等の協力体制が円滑に機能するよう、平時において地方公共団体等が実施する臨時災害放送局等の開設及び運用に係る訓練等への協力



総合通信局等と同協会及びその各地区協議会において、
実運用時に機能するよう順次取り組みが行なわれる予定。

(2) 臨時災害放送局 (参考) 総務省の取組

- 総務省では、すべての総合通信局等11か所に、臨時災害放送局用機器(送信機、送信アンテナ等)を2式ずつ配備(無償貸し出し可能)し、エリア調査の事前実施や研修・訓練等実施している。



左上図：放送ブースの様子（写真中央：小野澤 愛川町長）

左下図：展示パネル説明の様子

右図：アンテナ設営の様子

（総務省関東総合通信局）<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/e-komfo/2024/0627ho.html>

上図：総務省所有の臨時災害放送局用機器（アンテナ）

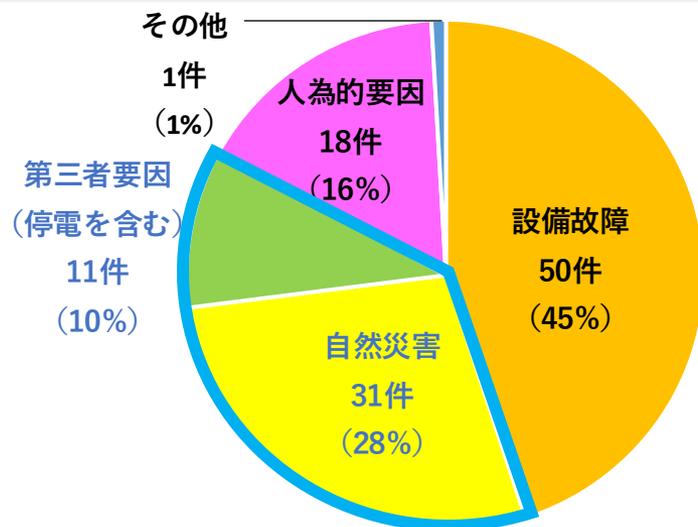
下図：総務省所有の臨時災害放送局用設備（送信装置）

2 現状(これまでの議論を含む)

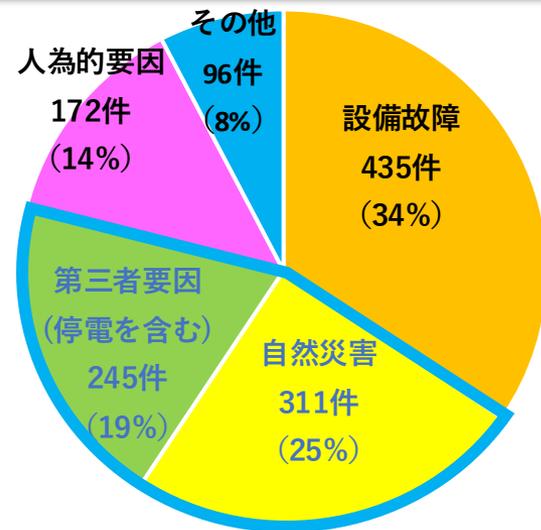
(3) 災害による放送停止 事故の発生状況

(3) 災害による放送停止事故の発生状況 (地上系・衛星系)

- 令和元年度から5年度までの5年間に於いて地上系・衛星系の放送事業者から報告された、放送停止事故(重大事故及び非重大事故)の発生状況は、下記グラフの通り。
- そのうち、「**自然災害**」が原因とされているものは、
 重大事故 : 31件(28%) 落雷 17件、強風(台風含む)10件、降雪 2件、地震 2件
 非重大事故 : 311件(25%) 落雷 125件、強風11件、降雪 18件、地震 9件、降雨減衰 57件、不明(詳細未記載) 91件
- また、「**第三者要因(停電を含む)**」によるとされているものの中にも、その原因が自然災害によるものも含まれている。
 重大事故(11件) : 停電6件、うち4件は自然災害が原因(落雷(2件)、令和元年房総半島台風、令和5年台風6号)
 電気通信事業者の回線障害5件、うち2件は自然災害が原因
 (令和元年房総半島台風、令和元年台風18号)
 非重大事故(245件): 停電177件、電気通信事業者の回線障害68件であるが、その原因までは不明。
- なお、令和6年能登半島地震による放送停止事故は、地震による損壊1件、停電9件(いずれも非重大事故)。



令和元年度～令和5年度 重大事故(111件)

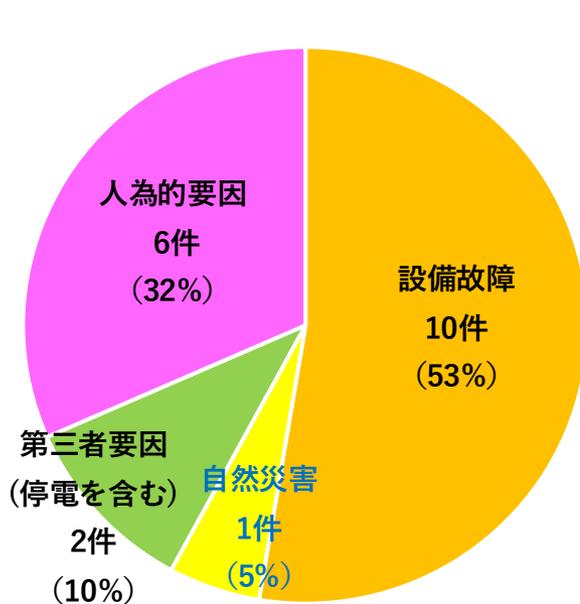


令和元年度～令和5年度 非重大事故(1259件)

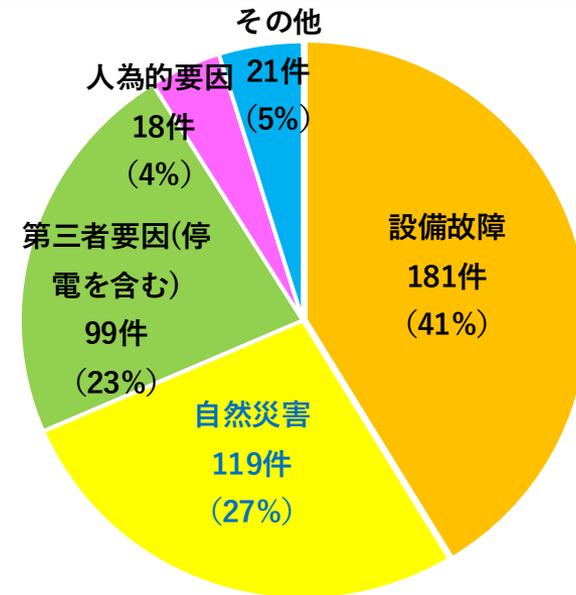
(3) 災害による放送停止事故の発生状況

(登録有線一般放送)

- 令和元年度から5年度までの5年間において登録有線一般放送事業者から報告された、放送停止事故(重大事故及び非重大事故)の発生状況は、下記グラフの通り。
- そのうち、「**自然災害**」が原因とされているものは、
 重大事故 : 1件(5%) (台風1件:令和元年房総半島台風)
 非重大事故 : 119件(27%) (自然災害の内訳までは未記載)
- 「第三者要因(停電を含む)」の中にも、その原因が自然災害によるものも含まれているが、その詳細までは必ずしも報告されていない。
- なお、令和6年能登半島地震による放送停止事故は、設備損壊、停電、伝送路の断線による(いずれも非重大事故)。



令和元年度～令和5年度 重大事故(19件)



令和元年度～令和5年度 非重大事故(438件)

(3) 災害による放送停止事故の発生状況

(参考) 重大事故の定義について

事故の報告義務

放送設備の安全・信頼性の確保を図るため、各放送事業者は、重大な事故※の発生後、速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様等について総務大臣に報告するとともに、30日以内に詳細な報告書を提出することとされている。

※ 放送設備の故障等により、予定されていた放送が一定時間以上正常に行われない状態(地上基幹放送(親局)、衛星基幹放送:15分以上など)

重大な事故以外の放送停止事故についても、設備等の状況報告として1年ごとの報告を義務付けている。また、任意で事案発生後の速やかな報告を求めている。

報告が必要な重大事故(放送法施行規則第125、157条)(要約)

放送の種類別	基幹放送事業者(認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者)※			登録一般放送事業者	
	地上基幹放送	移動受信地上基幹放送	衛星基幹放送	衛星一般放送	有線一般放送
放送の種類別	<ul style="list-style-type: none"> 地上デジタル放送 中波放送 超短波放送 短波放送 コミュニティ放送 	<ul style="list-style-type: none"> マルチメディア放送(V-Lowは空中線電力500W超、V-Highは空中線電力3W(非再生中継方式局は50W)超) 	<ul style="list-style-type: none"> BS放送 東経110度CS放送 	<ul style="list-style-type: none"> 東経124/128度CS放送 等 	<ul style="list-style-type: none"> ケーブルテレビ
報告の対象	設備に起因して放送の全部または一部を停止させた事故				
停止時間	親局:15分以上 (コミュニティ放送の親局は2時間以上) プラン局:2時間以上	親局:15分以上 中継局:2時間以上	15分以上	2時間以上	2時間以上
影響利用者数	-	-	-	-	3万以上

※ 認定基幹放送事業者はソフト事業者、特定地上基幹放送事業者はハード・ソフト一致事業者、基幹放送局提供事業者はハード事業者

放送停止事故の発生状況の公表

各放送事業者からの設備等の状況報告をとりまとめ、事故の発生原因や傾向等を分析し、「放送停止事故の発生状況」として例年秋頃に、前年度分の状況について公表。

(3) 災害による放送停止事故の発生状況 (参考)令和5年度の重大事故の発生原因と対策の概況

○地上デジタルテレビジョン放送(5件)

- 設備故障による事故が3件(送信設備や番組送出設備の機器故障)。いずれも予備機器への交換により復旧。早期復旧のための体制構築やマニュアル整備・訓練などの対策を実施。
- 自然災害(雷)による事故が1件。雷サージ侵入ルートに避雷器を追加する対策を実施。
- 人為的要因(誤設定)による事故が1件。設備更新において、SFN構成のための遅延量の設定を誤ったものであり、マニュアルの作成・周知を実施。

○中波放送(1件)

- 自然災害(台風)による事故が1件(有線の中継回線が断線)。予備回線への切替えにより復旧。夜間・休日の連絡体制を見直しを実施。

○コミュニティ放送(17件)

- 設備故障による事故が7件(中継回線設備のVPNルーターやコーデック機器の故障が目立つ)。機器やケーブル類の交換により復旧。無音検知や自動通報などの導入により、再発防止を実施。
- 自然災害による事故が4件(雷による機器故障:3件、強風による空中線損壊:1件)。機器交換などにより復旧。避雷器の挿入や飛来物防護柵の設置などにより、再発防止を実施。
- 第三者要因による事故が3件(いずれも停電に起因)。UPSの設置などの対策を実施。
- 人為的要因による事故は3件(職員管理体制の不備、中継回線の料金未納、番組送出設定の誤り)。それぞれチェック体制強化を実施。

○衛星基幹放送(1件)

- 設備故障による事故が1件(コーデック装置のメモリ使用量が容量を超え、映像停止)。予備系統への切替えにより復旧。機器のファームウェア更新による対策を実施。

○登録有線一般放送(3件)

- 設備故障による事故が2件(STBの故障、変換器電源コードの断線)。機器やケーブル類の交換により復旧。
- メンテナンス後の機器設定の誤りによる事故が1件。マニュアルの整備・周知を実施。

2 現状(これまでの議論を含む)

(4) 放送設備の安全・信頼性 基準及び業務管理体制に 係る基準

(4) 放送設備の安全・信頼性基準及び業務管理体制に係る基準

放送法に規定する基準

(設備等の維持)

第百十一条 認定基幹放送事業者は、基幹放送設備及びその運用のための業務管理体制(当該認定基幹放送事業者が基幹放送設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託している場合にあつては、委託先における業務管理体制を含む。以下「基幹放送設備等」という。)を総務省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

- 2 前項の基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。
 - 一 基幹放送設備の損壊若しくは故障又は不適切な運用により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすること。
 - 二 基幹放送設備等を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすること。

・特定地上基幹放送事業者については、法第112条
 ・基幹放送局提供事業者については、法第121条に、基準への適合維持義務を規定
 ・登録一般放送事業者については、法第136条に、技術基準への適合維持義務を規定

放送法施行規則(省令)に規定する基準

- | | | |
|-------------------|-----------------|------------------------|
| ➤ 予備機器等 | ➤ 防火対策 | ➤ 実施体制 |
| ➤ 故障検出 | ➤ 屋外設備 | ➤ 規程 |
| ➤ 試験機器及び応急復旧機材の配備 | ➤ 放送設備を収容する建物 | ➤ 実務経験等の能力 |
| ➤ 耐震対策 | ➤ 耐雷対策 | ➤ 委託業務の的確な実施を確保するための措置 |
| ➤ 機能確認 | ➤ 宇宙線対策 | |
| ➤ 停電対策 | ➤ サイバーセキュリティの確保 | |
| ➤ 送信空中線に起因する誘導対策 | | |

業務管理体制

(4) 放送設備の安全・信頼性基準及び業務管理体制に係る基準

(参考) 放送設備の安全・信頼性に関する技術基準①

放送法施行規則に規定する安全・信頼性基準

第4章第5節 基幹放送に用いる電気通信設備

第1款 設備の損壊又は故障の対策(第102条—第115条の2)

・衛星一般放送に係る電気通信設備の技術基準については、第148条に規定。
 ・有線一般放送に係る電気通信設備の技術基準については、第151条—第154条に規定。

措置項目	措置内容	条文
予備機器等	<ul style="list-style-type: none"> 機能を代替することができる予備機器の設置もしくは配備、かつ、その損壊又は故障の発生時に当該予備機器への速やかな切替。 	第104条
故障検出	<ul style="list-style-type: none"> 電源供給停止、動作停止、動作不良その他放送の業務に直接係る機能に重大な支障を及ぼす損壊等の発生時、これを直ちに検出し、放送設備を運用する者に通知する機能の具備。 やむを得ず当該機能を備えることができない放送設備は、損壊等の発生時にこれを目視又は聴音等により速やかに検出し、当該設備を運用する者に通知することが可能となる措置。 	第105条
試験機器及び応急復旧機材の配備	<ul style="list-style-type: none"> 放送設備の点検及び調整に必要な試験機器の配備。 放送設備の損壊等が発生した場合における応急復旧工事、電力の供給その他の応急復旧措置を行うために必要な機材の配備。 	第106条
耐震対策	<ul style="list-style-type: none"> 放送設備の据付けに当たって、通常想定される規模の地震による転倒又は移動を防止する、床への緊結その他の耐震措置。 通常想定される規模の地震による構成部品の接触不良及び脱落を防止する、構成部品の固定その他の耐震措置。 その損壊等により放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれのある放送設備は、上記の耐震措置は大規模な地震を考慮したものであること。 	第107条
機能確認	<ul style="list-style-type: none"> 予備機器に対する、定期的な機能確認等の措置。 放送設備の電源設備に対する、定期的な電力供給状況の確認等の措置。 	第108条

(4) 放送設備の安全・信頼性基準及び業務管理体制に係る基準 (参考)放送設備の安全・信頼性に関する技術基準②

放送法施行規則に規定する安全・信頼性基準(続き)

措置項目	措置内容	条文
停電対策	<ul style="list-style-type: none"> 自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置。 自家用発電機の設置又は移動式の電源設備の配備を行う場合、使用される燃料について、必要な量の備蓄又は補給手段の確保。 	第109条
送信空中線に起因する誘導対策	<ul style="list-style-type: none"> 送信空中線に近接した場所に設置するものは、送信空中線からの電磁誘導作用による影響を防止する措置。 	第110条
防火対策	<ul style="list-style-type: none"> 自動火災報知設備及び消火設備の適切な設置その他これに準ずる措置。 	第111条
屋外設備	<ul style="list-style-type: none"> 通常想定される気象の変化、振動、衝撃、圧力その他設置場所における外部環境の影響を容易に受けないものであること。 公衆が容易にそれに触れることができないように設置されること。 	第112条
放送設備を収容する建築物	<ul style="list-style-type: none"> 放送設備を安全に設置することができる堅固で耐久性に富むものであること。 放送設備が安定に動作する環境を維持することができること。 公衆が容易に立ち入り又は放送設備に触れることができないようにする施錠その他必要な措置。 	第113条
耐雷対策	<ul style="list-style-type: none"> 落雷による被害を防止するための耐雷トランスの設置その他の措置。 	第114条
宇宙線対策	<ul style="list-style-type: none"> 人工衛星に設置する放送設備は、宇宙線による影響を容易に受けないための放射線対策が講じられた構成部品の使用その他の措置。 	第115条
サイバーセキュリティの確保	<ul style="list-style-type: none"> 放送設備及び当該放送設備を維持又は運用するために必要な設備は、放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、サイバーセキュリティの確保のために必要な措置。 	第115条の2

(4) 放送設備の安全・信頼性基準及び業務管理体制に係る基準

(参考) 業務管理体制に係る基準

放送法施行規則に規定する業務管理体制に係る基準※

第4章第5節 基幹放送に用いる電気通信設備

第2款 設備の運用に係る業務管理体制の整備(第123条の3—第123条の7)

項目	措置内容	条文
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 設備等維持業務を確実に実施することができる体制の整備 	第123条の4
規程	<ul style="list-style-type: none"> 設備等維持業務を確実に実施するための規程の制定 当該規程に基づく設備等維持業務の実施 	第123条の5
実務経験等の能力	<ul style="list-style-type: none"> 設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者及び設備等維持業務に従事する者について、当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力の具備 	第123条の6
委託業務の的確な実施を確保するための措置	<ul style="list-style-type: none"> 設備等維持業務を確実に実施することができる能力を有する者に委託するための措置 委託先に対する必要かつ適切な監督を行うための措置 委託先が設備等維持業務を適切に行えない場合等において、委託契約の変更・解除をするなどのために必要な措置 	第123条の7

※令和5年放送法改正により制度化